

平成 2 3 事業年度

農水産業協同組合

貯金保険機構年報

平成 24 年 8 月

農水産業協同組合貯金保険機構

目 次

第1章 平成23事業年度の概況

・一般情勢	1
1. 内外経済金融の動向	1
2. 機構の業務	2
・業務の概況	3
1. 業務概要	3
(1) 保険料の徴収	3
(2) 貯金保険業務関連	3
(3) 立入検査	4
(4) 破綻処理に関する機構システムの整備（開発・最適化）	4
(5) 貯金保険制度説明会の開催	5
(6) 管理人制度等実務研修会の開催	5
(7) 貯金者データ整備説明会の開催	5
(8) 広報・調査研究活動	5
(9) 震災特例業務	6
(10) 東日本大震災事業者再生支援業務	6
・庶務事項	6
1. 運営委員会等の開催	6
2. 役員等の異動	7
・損益の状況	7
第1表 平成23事業年度損益	8
第2表 貸借対照表・損益計算書	8

第2章 貯金保険制度及び貯金保険機構の概要

・貯金保険制度の趣旨	12
・貯金保険制度の概要	12
1. 対象組合	12
2. 対象貯金等	13
3. 貯金保険制度による保護の範囲	13
4. 保険料	15
5. 組合の破綻処理	16
6. 立入検査業務	24
(図1) 資金援助方式による破綻処理フロー図（一例）	25
(図2) 保険金支払フロー図	26
・貯金保険機構の組織等	27
1. 設 立	27
2. 資本金	27
3. 責任準備金	27
4. 借入金及び政府保証	27
5. 運営委員会	27
6. 役 員	28
7. 財 務	28

[資料編]

1	(1)貯金保険制度の拡充・整備経過	29
	(2)東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過	30
2	平成 23 事業年度（第 39 事業年度）主要業務日誌	31
3	再編強化法に基づく優先出資の実績	34
4	資金援助実績一覧	35
5	資金援助の実績	38
6	立入検査の実施状況（平成 23 事業年度）	45
7	組合数・総貯金・被保険貯金・保険料（事業年度別）	46
8	平成 23 事業年度保険料（都道府県別）	49
9	事業年度別損益の状況	50
10	被保険貯金残高と責任準備金の推移	52
11	運営委員、役員等一覧	54
12	農水産業協同組合貯金保険機構組織図	55

第1章 平成23事業年度の概況

・一般情勢

1. 内外経済金融の動向

世界経済は、世界金融危機後の深刻な景気後退を乗り越え、回復を続けてきたが、平成23年夏以降、ギリシャに端を発する欧州政府債務危機が再燃し、他の南欧諸国等や国際金融市場にもその影響が広がり、緊張や先行き不安が高まっている。こうした中、アメリカは雇用情勢の改善等から緩やかな回復をみせているが、欧州全体の景気は足踏み状態にあるなど、世界経済全体として弱い回復が続いている。

日本経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなった。

その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高や欧州政府債務危機による世界経済の減速などの影響から、年末にかけて、持ち直しの動きが一服し横ばい圏内となった。

年度末にかけては、再び持ち直しの動きがみられた。

金融市場は、日本銀行が潤沢な資金供給を続ける中、短期金利は引き続き低水準で推移した。長期金利は、総じて1.0%程度での推移となった。

為替市場は、上期においては円高が進行し、最高値を更新した後、為替介入の実施を契機に、一旦は円安に転じたが、その後再び円高が進み、平成24年初めにかけては、総じて76円から77円台と狭い範囲での推移となった。

2月以降は、投資家のリスク回避姿勢の後退等により円相場は下落し、3月末には82円台となった。

株式市場は、市場予想を上回るペースで震災からの回復が進んだことなどから、日経平均株価は一時10,000円台を回復したものの、欧米株価が大きく調整する中、円高方向で推移したこともあって、8月以降年末にかけては、8,000円台半ばを中心とした範囲での動きとなった。

年度末にかけては、欧州債務問題への懸念が幾分後退する中、米国経済指標の改善などを受け、投資家のリスク回避姿勢の後退等により、一時10,000円台まで上昇した。

2. 機構の業務

農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）は、「農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払いと貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に対し、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資する。」ことを使命としている。

農水産業協同組合においては、平成 15 年以降、資金援助事案は発生していないが、一方で、厳しい経営が続いている。

また、東日本大震災の発生により、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「事業者再生支援機構法」という。）が施行されたところであり、これらの業務への迅速かつ適切な対応が求められている。

機構としては、このような情勢を踏まえ、中長期業務目標（平成 22 年度～平成 24 年度）及び各年度の業務運営方針に掲げた課題を着実に執行し、貯金者保護と信用秩序維持のためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる。

特に、平成 23 事業年度においては、

経済事業等を含めたより適切な破綻スキームの確立及び系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化を図った。

全資産・負債管理システムなど基幹電算システムの構築及び充実・強化を図った。

名寄せデータ検証システムによる貯金等に関するデータ整備の向上を図った。

名寄せ処理を促進するべく、「調査班」を「検査班」に組織改正するとともに、検査要員を増員（平成 22 年度 2 名を平成 23 年度 4 名）し、立入検査態勢の充実・強化を図った。

漁協系統職員に対する研修会や都道府県行政担当者に対する制度説明会を実施し、組合破綻時における事務処理能力の向上等重点的な取り組みを行った。

震災特例業務について、震災特例組合、指定支援法人及び関係当局等の間で適切に対応した。

事業者再生支援機構法に係る新たな業務について適切に対応した。

平成 24 年度においても、これらの諸課題に積極的に取り組むこととする。

また、保険料収入については、資金援助等に充当した残余の額を有事の際の支出に備える責任準備金として積み立てており、引き続きその安全かつ効率的な運用・管理と簡素な組織の維持により事務的経費の縮減に努めていくこととする。

・業務の概況

1. 業務概要

(1) 保険料の徴収

平成 2 3 事業年度の保険料の納付組合数及び金額は、農協が 724 組合、12,031 百万円、漁協が 153 組合、124 百万円、信農連が 36 連合会、321 百万円、信漁連が 30 連合会、189 百万円、農林中金が 177 百万円、合計 944 組合、12,841 百万円であった。(P49(資料 8)「平成 2 3 事業年度保険料(都道府県別)」参照)

前事業年度と比較すると、平成 2 3 事業年度においては、保険対象貯金の増加により、保険料は合計 161 百万円の増加となった。なお、納付組合数は、農協及び漁協の合併等により合計 13 組合の減少となった。

(2) 貯金保険業務関連

組合の破綻処理

平成 1 5 事業年度以降、組合の破綻は生じていない。このため、平成 2 3 事業年度においては破綻処理に伴う資金援助の実行はなかったが、これまでの資金援助実施の対象となった破綻組合の累計は、平成 2 3 事業年度末現在で 3 2 件(うち漁協 6 件)、金銭贈与 939.6 億円、資産の買取り 88.6 億円、債務の保証 62.9 億円、貸付金等 27.7 億円となっている。(P35(資料 4)「資金援助実績一覧」参照)

買取り資産の回収等

機構は、破綻組合から買い取った資産(債権及び不動産)について、その回収等を協定債権回収会社である(株)整理回収機構及び系統債権管理回収機構(株)に委託することとしているが、保有資産の全てを回収し、過去の買取り資産の回収は終了している。

なお、平成 2 3 事業年度は、組合の破綻処理がなかったことから新規買取りの発生はなかった。

定額保護下における破綻処理方式の検討

貯金等の保護については、平成 1 4 事業年度から定期貯金等が定額保護に移行したことに伴い、機構では、平成 1 5 事業年度に構築した定額保護下での破綻処理スキーム等について、円滑な運用ができるよう検討を重ねてきた。

このスキームは、資金援助方式を基本としているが、破綻処理は倒産法制を活用して行われることとなる。(P16「5. 組合の破綻処理(1)定額保護下における破綻処理方式」参照)

管理人業務等検討委員会

機構では、定額保護下の司法手続を活用した組合の破綻処理において、機構が管理人に選任された場合に担当する業務等の適正かつ迅速な遂行を確保するため、平成15年11月に倒産法制に精通した弁護士等で構成する「管理人業務等検討委員会」を設置した。

平成23事業年度においては、顧問弁護士、全国系統団体関係者等の参加のもと、当委員会において組合の共済事業に関する検討会及び金融機関の破綻処理の留意点等についての検討会を開催した。

(3) 立入検査

機構は、平成23事業年度においては、農水産業協同組合貯金保険法（以下「貯金保険法」という。）第117条第6項第2号の立入検査を36組合（農協）に対して実施した。（P45（資料6）「立入検査の実施状況」参照）

(4) 破綻処理に関する機構システムの整備（開発・最適化）

組合が破綻した場合に多数の貯金者に対する迅速かつ円滑な貯金の払戻し等の実施並びに民事再生法等に基づく司法・行政機関等への手続きに的確に対応するためには、機構システムの充実・強化を図ることが喫緊の課題とされている。

このため、機構のシステム整備方針に基づき、平成23事業年度においては、次に掲げる～のシステムに関して、以下の取り組みを行ったところである。

（開 発）

全資産・負債管理システム

裁判所に提出する財産査定書や行政庁へ提出する資金援助認可申請資料の作成等に当たり必要とされるシステムであり、平成23事業年度においては、前年度のシステム基本設計に基づくプログラム開発を実施した。

（最適化：機能改善・強化）

付保貯金払戻・貯金等債権買取システム

名寄せや貯金等債権買取等の実施に当たり必要とされるシステムであり、のシステムとのデータ連携強化を図る観点から、システムの最適化を実施した。

貯金管理システム

破綻日以降の貯金残高の異動管理等に必要とされるシステムであり、のシステムとの間における貯金に関する情報の的確なデータ連携等を図る観点から、システムの最適化を実施した。

弁済金支払管理システム

民事再生法における再生計画等に基づく弁済開始に当たり必要とされるシステムであり、弁済金等の支払いに伴う振込事務の効率化や事務進捗管理の強化を図る観点か

ら、システムの最適化を実施した。

(5) 貯金保険制度説明会の開催

機構は、定額保護下における破綻処理スキーム等について各都道府県の行政担当者及び系統団体担当者の理解を深めるため、貯金保険制度説明会を実施している。

平成23事業年度においては、平成23年12月16日に各都道府県の行政担当者に対し、機構が現在検討を進めている破綻処理スキームの概要に加え、司法・行政手続等の説明会を開催した。

(6) 管理人制度等実務研修会の開催

機構が想定する民事再生法を活用した組合の破綻処理においては、平常時にはない付保・非付保混在貯金の分割、貯金者からの相殺及び概算払等の具体的な実務処理を民事再生法等の制約の中で円滑に実施することが必要とされている。

このため、機構では、組合破綻時にこれらの実務処理を担う管理人団を構成することが予定される系統団体職員等を対象に、管理人制度等実務研修会を実施している。

平成23事業年度においては、平成23年10月13・14日に18県（漁協系統）の系統団体職員等を対象に本研修会を開催した。

(7) 貯金者データ整備説明会の開催

機構では、平成23事業年度において、各組合における貯金者データ整備に関する理解を深め、その改善を図るため、信農連等からの要請に基づく貯金者データ整備説明会を、信連・組合担当者等を対象に8回開催した。

(8) 広報・調査研究活動

広報、情報公開等

機構は、貯金保険制度が広く貯金者等に理解されることが重要であるとの認識のもと、ポスター・リーフレット及びホームページ等を活用した広報活動を行っている。

平成23事業年度においては、東日本大震災に係る業務等についてホームページの活用を行ったほか、貯金保険制度に関する新聞広告を2回（農漁協系各1回）実施した。

貯金保険制度の調査研究の実施

資金援助業務等の適正かつ円滑な実施の参考に供するため、平成23事業年度においては、英国の預金保険制度等に関する資料の収集、翻訳を行うとともに、今後の貯金保険制度の検討に資するため、リーマンショックに代表される欧米の金融危機の端緒ともなった英国の預金保険制度について調査を実施した。

(9) 震災特例業務

機構は、東日本大震災の被災地域における農協・漁協の金融機能を維持・強化するとともに、貯金者に安心感を与えることを目的に、再編強化法に基づき被災農協・漁協に対し資本増強を実施した。(P34(資料3)「再編強化法に基づく優先出資の実績」参照)

(10) 東日本大震災事業者再生支援業務

機構は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、13億14百万円の出資を行った。

・ 庶務事項

1 . 運営委員会等の開催

平成23事業年度において、次のとおり運営委員会を5回開催した。

- (1) 第1回は、平成23年6月15日に「平成22事業年度農水産業協同組合貯金保険機構決算について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (2) 第2回は、平成23年9月15日に「農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更について」、「農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書の一部変更について」及び「農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務に関する業務方法書の新設について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (3) 第3回は、平成23年11月24日に「平成23事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算及び資金計画の変更について」及び「運営委員会委員長の職務を代理する者について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (4) 第4回は、平成24年1月18日に「農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更について」、「農水産業協同組合貯金保険機構の東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく業務方法書の新設について」、「平成23事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算及び資金計画の変更について」及び「東日本大震災事業者再生支援機構への出資について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (5) 第5回は、平成24年3月21日に「平成24事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算について」を議題として開催した。提出議案については、原案どおり議決された。
- (6) このほか、運営委員会懇談会を6回開催した。このうち、6月、9月、11月、1月

及び3月については、運営委員会と併行して懇談会を開催した。

2. 役員等の異動

運営委員会委員の異動については、全員が平成23年8月31日付けで任期満了となり、翌9月1日付けで、新たに古関和則委員、佐藤正典委員、田端敬一委員が任命されるとともに、五十嵐信夫委員、小松勉委員、鳥井一美委員、萬木孝雄委員が再任された。

. 損益の状況

1. 一般勘定

平成23事業年度における一般勘定の収益は、保険料収入12,841百万円、資金援助事業収入1百万円、資産運用収入3,345百万円、貸倒引当金戻入25百万円など、総額16,215百万円となった。

一方、費用は、一般管理費619百万円など、総額621百万円となった。

この結果、収益総額が費用総額を15,594百万円上回り、これを全額責任準備金に繰り入れたことから、平成23事業年度末における一般勘定の責任準備金の額は、317,325百万円となった。

2. 震災特例勘定

該当なし

3. 東日本大震災事業者再生支援勘定

平成23事業年度における東日本大震災事業者再生支援勘定の収益は、事業外収益9円となった。

一方、費用は一般管理費33千円となった。

この結果、費用総額が収益総額を上回り、当期損失金33千円となった。

(第1表)

平成23事業年度損益

一般勘定		(単位:百万円)
項目	金額	
保険料収入	12,841	
資金援助事業収入	1	
資産運用収入	3,345	
貸倒引当金戻入	25	
その他	0	
収益計	16,215	
一般管理費	619	
過年度保険料払戻金	1	
費用計	621	
責任準備金繰入	15,594	
23事業年度末責任準備金残高	317,325	

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

(第2表)

一般勘定

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	317,679,185	流動負債	20,824
現金・預金	6,709,655	未払金	19,252
有価証券	310,383,958	預り金	1,572
仮払金	1,278	固定負債	317,415,488
前払費用	5,773	責任準備金	317,325,310
未収収益	578,421	退職給与引当金	90,177
未収金	96	(負債合計)	317,436,313
固定資産	57,128	資本金	300,000
有形固定資産	11,369	政府出資金	75,000
建物	10,288	日本銀行出資金	75,000
工具・器具・備品	1,080	民間出資金	150,000
投資その他の資産	45,759	(純資産合計)	300,000
敷金・保証金	45,759		
資産合計	317,736,313	負債・純資産合計	317,736,313

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書

(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	16,215,527	経常収益	16,215,527
過年度保険料払戻金	1,501	保険料収入	
一般管理費	619,726	保険料	12,841,642
一般管理費	604,177	資金援助事業収入	
退職給与引当金繰入	13,654	受取利息	1,227
減価償却費	1,895	資産運用収入	3,345,992
責任準備金繰入	15,594,298	貸倒引当金戻入	25,906
当期利益金	-	事業外収益	757
合計	16,215,527	合計	16,215,527

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 有形固定資産の償却は定額法。減価償却累計額 17,405 千円。
3. 貸倒引当金は、破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額を計上。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上。
 上記以外の債権については、合理的と認める貸倒率に基づき計上。
 ただし、上記に該当する債権が当年度末には存在しないことから、計上せず。
4. 退職給与引当金は、役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上。
5. 責任準備金は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第 15 条第 1 項に基づき保険料、受取利息等の収益の合計額から保険金、資金援助費用、その他の費用の合計額を控除した金額を積立。
6. 消費税の会計処理方法は税込方式。

震災特例勘定

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	-	流動負債	-
固定資産	47,876,000	固定負債	47,876,000
投資その他の資産		長期借入金	47,876,000
優先出資	47,876,000		
		(負債合計)	47,876,000
		剰余金	
		利益剰余金	-
		(純資産合計)	-
資産合計	47,876,000	負債・純資産合計	47,876,000

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	該当	なし	
合計		合計	

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 消費税の会計処理方法は税込方式。

東日本大震災事業者再生支援勘定

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,966	流動負債	-
現金・預金	5,966	固定負債	-
固定資産	1,314,000	(負債合計)	-
投資その他の資産		資本金	1,320,000
東日本大震災事業者再生 支援機構株式	1,314,000	政府出資金	1,320,000
		欠損金	33
		当期末処理損失	33
		(純資産合計)	1,319,966
資産合計	1,319,966	負債・純資産合計	1,319,966

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	33	経常収益	0
一般管理費	33	事業外収益	0
		当期損失金	33
合計	33	合計	33

(注) 各計数は、単位未満切捨て。

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 消費税の会計処理方法は税込方式。

第2章 貯金保険制度及び貯金保険機構の概要

・貯金保険制度の趣旨

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協、水産加工協、信農連、信漁連、水産加工連、農林中金をいう。）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、機構が保険金の支払いと貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合（主として信用事業に起因して経営が困難となった組合に限る。）に係る合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

なお、この貯金保険制度の根拠法令等は次のとおりである。

- ・農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年7月16日法律第53号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年7月16日政令第201号）
- ・農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年7月16日大蔵省令・農林省令第1号）
- ・農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年5月31日号外法律第95号）
- ・農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第32号）

・貯金保険制度の概要

1. 対象組合

この制度の対象となる組合は、次のとおりである。これらの組合が対象貯金等を受け入れた時点で、機構、組合及び貯金者の中で自動的に保険関係が成立することとなる。

- ・農業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・信用農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・信用漁業協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合（信用事業を行う組合に限る。）
- ・水産加工業協同組合連合会（信用事業を行う連合会に限る。）
- ・農林中央金庫

（注）銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫は「預金保険制度」に加入。証券会社は「投資者保護基金」、生命・損害保険会社は「保険契約者保護機構」に加入。

2. 対象貯金等

貯金保険の対象となる貯金等の範囲は、次のとおりである。

- ・貯金
- ・定期積金
- ・元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含む。）
- ・農林債（保護預り専用商品に限る。）
- ・確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等

ただし、次の貯金等は対象から除外される。

- ・外貨貯金
- ・譲渡性貯金
- ・特別国際金融取引勘定において経理された貯金（いわゆるオフショア貯金）
- ・日本銀行からの貯金（国庫金を除く。）
- ・対象組合その他の金融機関からの貯金（確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等を除く。）
- ・機構からの貯金
- ・無記名貯金
- ・他人（仮設人を含む。）名義貯金
- ・導入貯金
- ・元本補てん契約のない金銭信託
- ・農林債（保護預り専用商品を除く。）

3. 貯金保険制度による保護の範囲

(1) 貯金等の保護

組合が破綻したとき、付保貯金の額は、平成14年12月の貯金保険法の改正により、平成17年4月以降は、保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金をいう。）に該当するものは全額保護（恒久措置）となり、それ以外の貯金等については1組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。

保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金等並びにこれらの利息等については、破綻組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。

貯金保険の対象貯金等	決済用貯金 (注1)	当座貯金 無利息普通貯金 等	全額保護
	一般貯金	有利息普通貯金・定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債(リツノーワイド等の保護預り専門商品)等	合算して元本1,000万円までとその利息等(注2)を保護 1,000万円を超える部分は破綻組合の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがある。)
対象外貯金等の貯金保険	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債(ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品)等		保護対象外 破綻組合の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがある。)

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものをいう。

(注2) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護される。

(2) 決済債務の保護

平成14年12月の貯金保険法の改正により、平成15年4月以降、決済債務が全額保護されることとなった。

決済債務とは、組合が行う資金決済に係る取引(為替取引、手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の提示に基づき行われる取引、組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引)に関し組合が負担する債務であり、例えば、組合が破綻前に顧客から振込みの依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

(注) 組合自身や金融業を営む者(参照)の委託に起因する取引による債務は、原則として決済債務に該当しない。ただし、組合が業として行う取引に関する債務でない場合等は、決済債務に該当する。

なお、決済債務のうち決済用貯金として経理されていないものを「特定決済債務」という。例えば、決済債務のうち、組合貯金や仮受金等として経理されているものが、これに該当する。

() 金融業を営む者

農水産業協同組合、銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

4 . 保険料

(1) 保険料の納付

貯金保険対象組合は、毎年、その年の6月30日までに機構に保険料を納付することが義務付けられている。保険料は、機構が行う資金援助や保険金支払いの業務の原資となるものである。

なお、機構は、保険料の受入れ事務を信農連、信漁連及び農林中金に委託して行っている。

(2) 保険料の額

保険料は、前年度の貯金保険対象貯金等の残高（平成14事業年度から、それまでの前年度末日の残高から前年度各営業日の残高の平均に移行）に保険料率を乗じた額である。

(3) 保険料率の決定

保険料率は、運営委員会の議決を経た上で、主務大臣（農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官（内閣総理大臣による法定委任）をいう。）の認可を受けて決定し、公告することになっている。

保険料率の推移

	保 険 料		特別保険料(注1)
	一般保険料		
昭和48事業年度(制度発足時)～	0.006%		-
昭和61事業年度	0.010%		-
昭和62事業年度	0.011%		-
昭和63事業年度～	0.012%		-
平成8事業年度～	0.018%		0.012%
平成13事業年度	特定貯金(注2)	その他貯金等	0.012%
	0.018%	0.018%	
平成14事業年度	0.034%	0.017%	-
平成15事業年度	決済用貯金	一般貯金等	-
	0.034%	0.017%	
平成16事業年度～	0.017%	0.014%	-
平成22事業年度～現在	0.018%	0.014%	-

(注1)平成8事業年度から13事業年度までの間に限定(貯金保険法附則第10条第1項)。

(注2)当座貯金、普通貯金及び別段貯金をいう。

(4) 近年の保険料率を巡る動き

保険料は、平成8事業年度から平成13事業年度までは、一般保険料と特別保険料の2種類あったが、平成13事業年度限りで特別保険料は廃止された。

(注1) 特別保険料は、貯金等の全額保護の特例措置(平成8事業年度から平成13事業年度の間)に対応するため、ペイオフコスト(貯金者に保険金を支払った場合に機構が負担することとなると見込まれる費用をいう。以下同じ。)を超える資金援助(特別資金援助)の実施等を行うことを目的に特別に設けられた勘定の原資。貯金保険対象組合は、特別保険料(料率は政令によって対象貯金残高に対し0.012%と定められていた。)を納付することが義務付けられていたもの。

平成14事業年度の保険料率については、「特定貯金」が引き続き全額保護される一方、「その他貯金等」が定額保護(元本1,000万円までとその利息等が保護対象)に移行する中で、貯金保険法や平成11年12月の金融審議会の答申の趣旨を勘案し、「特定貯金」は0.034%に、「その他貯金等」は0.017%と定められた。

(注2) この場合、保険料の合計額は、「特定貯金」の残高に0.034%を乗じたものと「その他貯金等」の残高に0.017%を乗じたものの合計額となる。

平成15事業年度の保険料率は、平成14年12月に改正された貯金保険法の規定により、新たに定められることとなった。ただし、平成15事業年度と平成16事業年度の2年間は、平成14事業年度まで全額保護となっていた「特定貯金」が「決済用貯金」とみなされて引き続き全額保護され、これまでの「その他貯金等」が「一般貯金等」となり定額保護されるなど、貯金保護の枠組は実質的に平成14事業年度と同様となった。

このため、「決済用貯金」と「一般貯金等」の料率格差の設定については、連続性にも配慮しつつ、貯金保険法の趣旨等を勘案し、「決済用貯金」は0.034%、「一般貯金等」は0.017%と定められた。

平成16事業年度の保険料率については、これまでの組合の破綻の状況及び機構の財政状況等を勘案し、「決済用貯金」は0.017%に、「一般貯金等」は0.014%と定められ、平成21事業年度まで据え置かれた。

平成22事業年度以降の保険料率については、これまでの保険料率設定の考え方を踏襲しつつ、「決済用貯金」の比率が減少し、「一般貯金等」の比率が増加するといった貯金の構成比率等の変化を踏まえ、「決済用貯金」は0.018%と定められた(「一般貯金等」は0.014%で変更なし)。

5. 組合の破綻処理

(1) 定額保護下における破綻処理方式

破綻処理の方法には、保険金を直接各貯金者等に支払う方式(ペイオフ方式)と、救済組合に破綻した組合の信用事業の全部又は一部を譲渡し、資金援助を行う方式(資金

援助方式)があるが、平成11年12月の金融審議会答申では、「金融機関が破綻した場合には、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要であり、金融機関の破綻処理方式としては、資金援助方式の選択を優先し、保険金支払いの発動は出来るだけ回避すべきである」との破綻処理の基本的な方針が示されていることから、定額保護下において資金援助方式の選択を優先することになるが、付保貯金以外の貯金や一般債権は、破綻組合の財産の状況に応じて弁済されるため、貯金者や債権者の平等を保ち、資産の流出を防ぐために、組合の事業に制約を課して財産を保全することが必要である。そのため、定額保護下の破綻処理は、裁判所の監督下に置かれる倒産法制を活用することとなり、時間的にも制約を受けることから、全額保護下での破綻処理以上に困難を伴うことが想定される。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキーム及び管理人業務について、以下の方向で検討している。

(2) 資金援助方式の概要

資金援助とは、組合が破綻した場合、倒産法制下で、信用事業譲渡、合併等を行う救済組合に対し、機構がその合併等を容易にするようペイオフコストの範囲内で金銭の贈与等を行うものである。資金援助によって、合併等は円滑に行われ、破綻組合の付保貯金が救済組合に引き継がれ保護されることとなる。資金援助としては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証、債務の引受け、優先出資等の引受け等、損害担保(いわゆるロスシェアリング)の7つの方法が定められている。

なお、これらの処理は、実務的には破綻組合の管理が管理人により行われていることを前提としている(参照)。

民事再生法の適用

定額保護下においては、付保貯金以外の貯金等や債権については、破綻組合の財産に応じた弁済がなされる。このため、組合の破綻に際しては、これらの貯金者や債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、貯金等の払戻しなどの組合の業務に制約を課して財産を保全することが必要であり、そのために倒産法制を利用することとなる。具体的には、破綻組合について民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所の監督の下で、付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡するとともに、それ以外の貯金等や債権について破綻組合の財産に応じて弁済を行うことが想定されている。

基本スキーム概要

破綻処理スキームの前提としては、付保貯金の算定(名寄せ)・資産切分け作業等の十分な事前準備ができない場合を想定している。

ア.破綻直後に、破綻組合と救済組合との間で「6か月を目処に付保貯金、決済業務及び健全資産を救済組合へ移転すること」を主たる内容とする、信用事業譲渡に関する

基本合意書を締結する。

イ．破綻組合は民事再生手続開始申立を行い、付保貯金算定作業後に、付保貯金の払戻しや決済業務、融資業務を再開、継続する。

ウ．また、資産の切分け作業を実施し、6か月を目処に救済組合へ付保貯金と健全資産を譲渡するが、付保貯金以外の貯金や一般債権者に対する債務については残余財産に応じ、民事再生計画に基づいて弁済される。

管理人による管理

組合の破綻発生と同時に、都道府県知事（破綻組合が信農連、信漁連の場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官。以下同じ。）から管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）が発動され、破綻組合の管理を行う管理人が選任される。

破綻組合を代表し、業務の執行や財産の管理・処分等を行う権利は、管理人に専属することとなり、管理人の想定される主な業務は以下のとおりである。

ア．破綻直後、破綻組合は救済組合と信用事業譲渡に関する基本合意書を締結する。

イ．民事再生手続開始申立を行う。

ウ．破綻が週末金曜日に発生したとすれば、土曜日から日曜日までの間に、月曜日からの業務再開に向けて以下のような準備を行う。

- ・ 外部チャネルの一斉閉塞、名寄せによる付保貯金算定作業、付保貯金の払戻し準備、保護しない決済債務の抽出、貯金者申出による相殺等の新たな業務への準備等
- ・ 破綻組合職員に対する今後の業務体制等の指導
- ・ 経営体制の見直し、諸商品の見直し
- ・ 融資基準の見直し
- ・ 顧客の混乱防止を目的とした広報の徹底

エ．月曜日に付保貯金払戻しや決済業務、融資業務を再開。店頭混乱防止を図る。

オ．貸出資産等の資産切り分け作業を実施する。

カ．6か月を目処に付保貯金や健全資産を救済組合に譲渡し、不良資産はサービサーへの売却や協定債権回収会社への買取り委託により処分する。

キ．約1年後に、破綻組合の残余財産は再生計画に基づき弁済される。

ク．この間、旧経営者に対する経営破綻の責任を明確にするための民事上の提訴や刑事上の告発を行う一方、裁判所、都道府県、関係外部機関及び機構本体を相手方とする多数の業務を行う。

なお、管理人は、通常、弁護士、公認会計士、農業協同組合中央会、漁業協同組合連合会、機構等から選任される。

資金援助の態様

資金援助の制度には、以下のようなものがある。

ア．救済組合に対する資金援助

救済組合に対し付保貯金や健全資産等を内容とする信用事業の一部を譲渡する場合や付保貯金を移転する場合に、金銭の贈与等の資金援助ができる。その際、救済組合に譲渡することができない不良資産について、救済組合と破綻組合の連名で機構に資産の買取りを申し込むことができる。

なお、このほか、機構として、相互援助取決めにより援助を行う連合会等（農水産業協同組合連合会及び農林中金をいう。）に対し、また、農林中金の指導に基づき行われる合併等（付保貯金の移転を除く。）について支援業務を行う指定支援法人（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第32条第2項に規定する指定支援法人をいう。）に対し、それぞれ資金援助を行う途も開かれている。

イ．破綻組合に対する資金援助

破綻組合が救済組合に対して信用事業の一部譲渡又は付保貯金の移転を行う場合、破綻組合には事業譲渡されなかった資産と負債が残ることとなる。その際、事業譲渡されなかった負債に係る債権者が、当該信用事業譲渡によって不利益を被らないよう機構が破綻組合に対し、資金援助（金銭の贈与に限る。）を行うことができることとされている（注）。

具体的には、信用事業の一部譲渡によって破綻組合の資産が減少し、破綻組合に残される債権者に対する弁済率が信用事業譲渡前における当該債権者に対する予想弁済率と比較して低下してしまう場合に、これを避ける目的で機構が破綻組合に対し金銭の贈与を行うことができる。

（注）貯金保険法では、これを「破綻農水産業協同組合の債権者間の衡平を図るため」と表現している。

ウ．追加的資金援助

信用事業譲渡や合併等において当初資金援助を行った後、未確定再生債権の全容が判明する等した段階で、救済組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合に、機構は、追加的資金援助を決定することができる。

資金援助の手順

都道府県知事による合併等に関する適格性の認定（注）又は合併等のあっせんを受けた救済組合は、機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助の可否及び資金援助の額その他資金援助を行うに当たり必要と認められる事項を決定し、主務大臣の認可を受ける。機構は、この決定をしたときは、救済組合と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

（注）適格性の認定は、次の4条件をすべて満たす場合に限り、行うことができることとされている。

- ・ 当該合併等が行われることが貯金者等その他の債権者の保護に資すること

- ・ 機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること
- ・ 当該合併等に係る破綻組合について合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻組合が信用事業を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること
- ・ 機構による資金援助が、救済組合の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること

(3) 保険金の支払方式の概要

保険事故

機構による保険金支払いの原因となる保険事故には、次の2種類があり、保険金の支払いは保険事故が発生した組合の貯金口座の名寄せ(貯金者ごとの付保貯金額の算定)等の準備が整い次第、貯金者からの請求に基づいて行われる。

第一種保険事故 組合の貯金等の払戻しの停止

この場合、機構は、保険事故発生の日から1か月以内(必要に応じて1か月以内で延長が可能)に、保険金の支払いを行うかどうかについて、運営委員会の議決を経て決定する。

第二種保険事故 組合の解散の議決に係る認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散(注)

この場合、機構の決定を要することなく、当然に保険金の支払いが行われる。

(注) 法定解散とは、組合が組織を維持するために必要な法定会員数又は組合員数が欠けたことによって解散すること。

保険金の支払い

貯金者に支払われる保険金の額は、保険事故発生日に当該組合に預入している保険対象となる貯金等の元本とその利息等の合計額で、元本の額は、決済用貯金は全額、一般貯金等は1貯金者当たり1,000万円までと定められている(ただし、担保貯金等については、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまで支払いを保留できることとされている。)

機構は、第一種保険事故が発生した場合、保険金の支払い及び公告事項(保険金の支払期間、支払場所、支払方法及び支払取扱時間等)を運営委員会の議決を経て決定し、保険金の支払いに関する公告事項を官報への掲載並びに破綻組合等の店頭への掲示等の方法により公告し、貯金者に周知徹底を図ることになっている。

また、第二種保険事故の場合には、運営委員会の議決を経ることなく保険金を支払うこととなるので、機構は周知すべき事項を定め、公告することになる。

なお、機構の保険金の支払方法には、貯金者に直接現金等により支払う方法のほか、円滑かつ迅速な支払事務処理や現金取扱いのリスク回避の観点から、他の健全な金融機関に、

機構が保険金支払相当額の普通預貯金を設定し、これを貯金者に譲渡する方法もある。

(4) 仮払金の支払い

仮払金の趣旨

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払開始又は付保貯金の払戻しまでにかなりの日数を要すると見込まれるような場合、破綻組合の貯金者等の当座の生活資金等に充てるため支払われるものである。機構が仮払金の支払いを行うためには、保険事故発生日から1週間以内に、運営委員会の議決を経て仮払金を支払う旨の決定することが必要とされている。

仮払金の金額等

仮払金は、各貯金者の普通貯金（元本部分）について、1口座につき60万円を限度として支払われるが、後に保険金等が支払われる時には、この仮払金支払額はその貯金者等の保険金の額等から控除されることになる。

なお、仮払金を支払う場合には、公告等について保険金の支払いと同様の手続きをとることとなっている。

(5) 保険金及び仮払金支払いの実績

制度発足以来、保険金及び仮払金の支払いの実績はない。

(6) 保険金及び仮払金の支払業務の委託

機構は、保険金及び仮払金の支払いを決定したときは、組合その他の金融機関に対して、保険金及び仮払金の支払いその他これに附随する業務を委託することができる。

(7) その他の貸付け業務

貯金の払戻しのための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻組合に対し、機構は運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、貯金の払戻しのために必要な資金の貸付けを行うことができる。

決済債務の弁済のための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻組合に対し、機構は運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、決済債務の弁済のために必要な資金の貸付けを行うことができる。

資産価値の減少防止のための資金の貸付け

管理人による管理を命ずる処分を受けた組合（再生手続開始の申立後のものに限る。）又は民事再生法に基づく管財人若しくは保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破

破綻組合に対し、機構は、運営委員会の議決後、主務大臣の認可を受けて、資産価値の減少防止のために必要な資金の貸付けを行うことができる。

(8) 貯金等債権の買取り

貯金等債権の買取りは、保険事故の発生した組合の付保貯金以外の貯金等（保険対象貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び外貨貯金並びにこれらの利息等）を、貯金者等からの請求に基づいて、機構が概算払額（保険事故発生日における貯金等の額に保険事故が発生した組合の破産配当見込額等を考慮して決定した一定の率（概算払率）を乗じた金額）に相当する金額で買取る制度である。この制度によって、貯金者は弁済金・配当金の受取りを待たずに、事実上前倒してその一部の回収が可能となる。

この概算払は、資金援助方式及び保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。

なお、機構では、買い取った貯金等債権の回収額が、買取りに要した費用を控除しても、概算払額を超えるときは、その超える部分の金額を貯金者に追加的に支払うこととなっている（精算払）。

機構が貯金等債権の買取りを行う場合には、概算払率について運営委員会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所及び支払方法等を定め、公告することになっている。

組合が破綻した場合の貯金等の取扱いの概念図

（太線内が貯金保険によって保護される）

貯金等の分類		1,000万円まで	1,000万円超		
貯金 保 険 の 対 象 貯 金 等	当座貯金・無利息普通貯金等	決済用貯金 (注1)	全額保護 元本全額を保護		
	有利息普通貯金・定期貯金、定期積金、農林債（リツノーワイドの保護預り専用商品）等	一般貯金等	定額保護 元本1,000万円までとその利息等（注2）を保護	概算払 元本1,000万円を超える部分及び外貨貯金とこれらの利息等×概算払率	精算払
対 象 外 貯 金 等	外貨貯金				一 部 カ ッ ト の 可 能 性
	譲渡性貯金、農林債（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		破綻組合の財産の状況に応じて支払い		

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たすものをいう。

（注2）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護される。

(9) 再生特例法に基づく手続

機構は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律により、破綻した組合の再生・破産手続を円滑に進めるため、貯金者に代わって、再生・破産債権の届出（貯金者表を作成の上、裁判所に提出）、再生計画案に関する議決権の行使などを行うことになっている。

機構が議決権を行使するときは、同意しようとする再生計画案の内容をあらかじめ貯金者等に通知・公告する。

(10) 協定債権回収会社

機構は、債権回収会社との間で協定を締結し、その協定を実施するため各種業務を行うことができることとされている。

具体的には、協定債権回収会社に対し、

協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと、

協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた損失の補填を行うこと、

協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、協定債権回収会社からの申込みに基づき、資金の貸付け又は資金の借入れに係る債務の保証を行うこと、

協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた利益の納付を受けること、

回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと

等ができる。

(11) 金融危機への対応のための業務

主務大臣（この場合は、農林水産大臣及び内閣総理大臣をいう。）は、次の又はの措置を講じなければ、我が国又は当該組合が業務を行っている地域の信用秩序維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（内閣総理大臣が議長）の議決を経て、当該措置を講ずることができる。

組合（の組合を除く。）の自己資本充実のために行う機構による優先出資の引受け等

破綻又は債務超過の組合に対し、保険金の支払いに必要な費用の額を超える額の機構が行う資金援助（この場合は、組合に対し、管理を命ずる処分が行われる。）

なお、金融危機への対応のための業務に必要な財源としては、組合の負担金（負担金で不足するときは政府の補助）及び借入金（借入限度額：1,000億円（国会の議決による政府の債務保証あり。））を充てることとされている。

6 . 立入検査業務

貯金保険法では、同法の円滑な実施を確保する観点から、主務大臣（この場合は、農林水産大臣、金融庁長官）又は都道府県知事が必要があると認める場合には、機構に組合に対する立入検査を行わせることができると規定されている。

機構が行うことができる立入検査は、貯金保険法第117条第6項に規定されており、
保険料の納付が適正に行われていること（同項第1号）

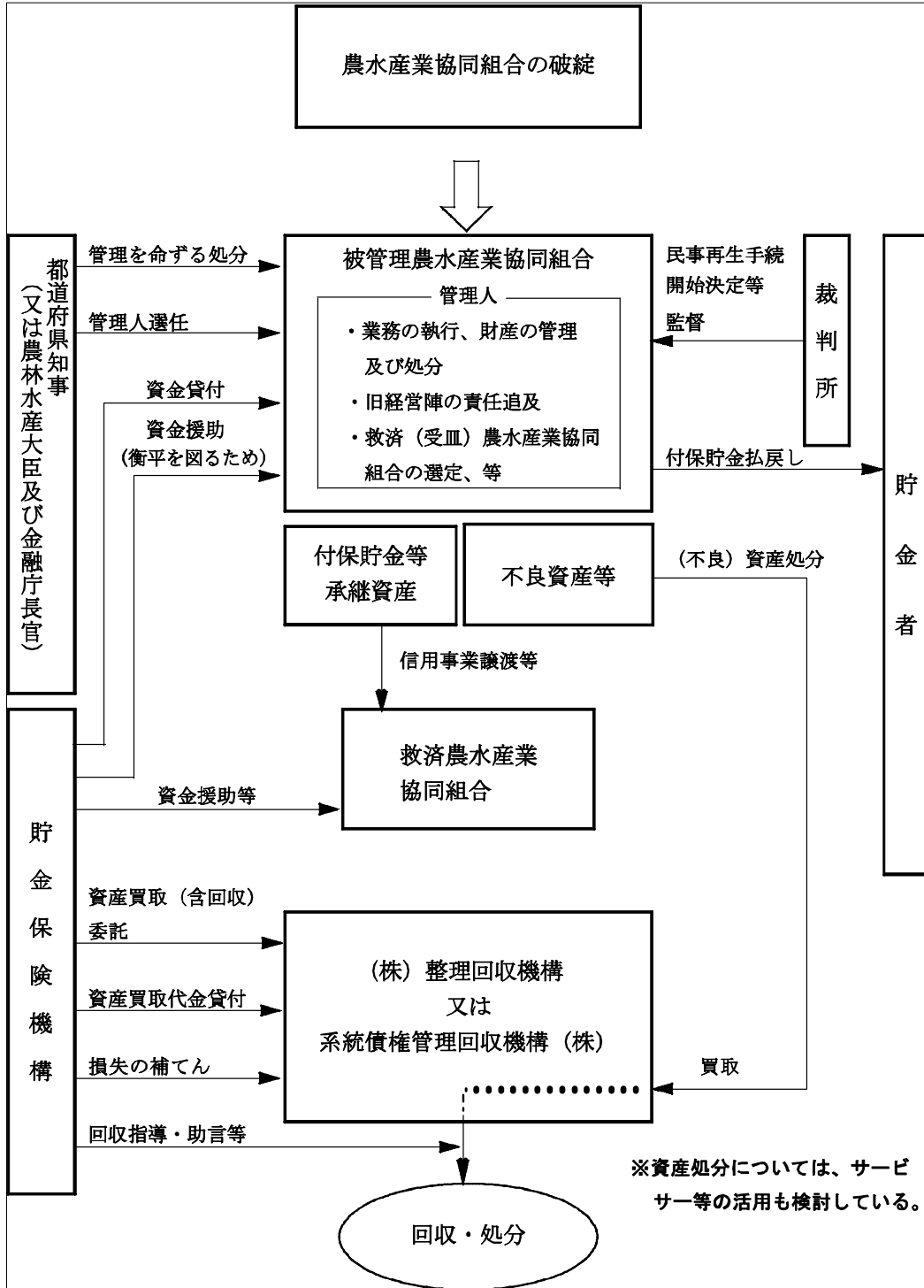
組合に義務付けられている名寄せのためのデータベース及びシステムの整備が講ぜられていること、又、支払対象決済用貯金に係る保険金の支払い又はその払戻しが円滑に行われるよう機構による名寄せ結果データを速やかに処理するためのシステムの整備が講ぜられていること（同項第2号）

組合が破綻したときの貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額（同項第3号）

の3項目となっている。

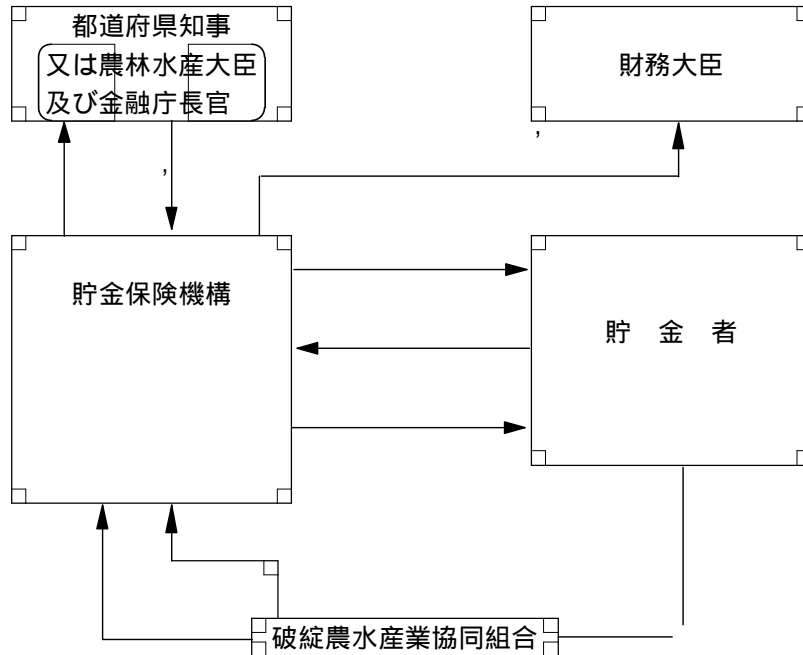
(図1)

資金援助方式による破綻処理フロー図(一例)



(図 2)

保険金支払フロー図



保険事故の発生

- ・ 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）
- ・ 農水産業協同組合の解散の認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散（第二種保険事故）

事故通知（破綻農水産業協同組合 貯金保険機構 農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣（及び都道府県知事））

事故通知（都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官） 貯金保険機構 財務大臣）

機構指定フォーマットによる貯金者データ等提出（破綻農水産業協同組合 貯金保険機構）

保険金額計算（貯金保険機構）

支払（注）・公告事項の決定（貯金保険機構）

（注）農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）の場合のみ必要
官報等の公告（貯金保険機構）

支払通知（貯金保険機構 貯金者）

支払請求（貯金者 貯金保険機構）

保険金の支払（貯金保険機構 貯金者）

・貯金保険機構の組織等

1．設 立

機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月1日に設立された認可法人である。

2．資本金

資本金は設立当初から3億円であったが、平成24年2月に東日本大震災事業者再生支援勘定に政府から13.2億円の出資を受け、現在16.2億円となっている。

その出資者、出資額は次のとおりである。

政 府	13億9,500万円
日本銀行	7,500万円
農林中金	7,500万円
信農連等	6,750万円
信漁連等	750万円

3．責任準備金

機構は、毎事業年度末の決算において、保険料及び資産運用収入等の収益から資金援助事業費及び一般管理費等の費用を差し引いた残額を全額責任準備金に繰り入れ、保険金等の支払及び資金援助に必要な資金として積み立てている。(P52(資料10)「被保険貯金残高と責任準備金の推移」参照)

4．借入金及び政府保証

機構は、金融危機への対応のための業務に係る借入金に加え、日本銀行又は農林中金等から2,000億円を限度に借入れを行うことができる。当該借入れについては、国会の議決を経た金額の範囲(予算)内で、政府保証を受けることができることとなっている。

5．運営委員会

機構の運営に関する重要事項の議決機関として「運営委員会」が設けられ、委員7人、機構の理事長(委員長)及び理事の9人で構成されている。委員は、農業、水産業、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から主務大臣の認可を受け、理事長が任命する。(P54(資料11)「運営委員、役員等一覧」参照)

運営委員会の議決事項

定款の変更

業務方法書の作成及び変更

予算及び資金計画
決算
保険料率の決定及び変更
第一種保険事故に係る保険金支払の決定及び決定期限の延長の申請
仮払金支払の決定
保険金・仮払金支払の公告の決定（支払期間、支払場所、支払方法等）
資金援助の決定
決済債務の弁済のための資金の貸付けの決定
貯金等債権買取りの決定
概算払率の決定
貯金等債権買取りに係る公告の決定（買取期間、買取場所、概算払額の支払方法、提出書類等）
精算払に係る公告の決定（支払額、支払期間等）
協定債権回収会社との協定内容の決定
協定債権回収会社に対する出資額の決定
協定債権回収会社に提示する資産の買取価格、損失の補てんその他の資産の買取りの委託に関する条件の決定
協定債権回収会社に対する資金の貸付け又は協定債権回収会社による資金の借入れに係る債務の保証の決定
貯金等の払戻しのための資金の貸付け、資産価値の減少防止のための資金の貸付けの決定
その他運営委員会が特に必要と認める事項

6. 役員

理事長及び監事（１人）は、主務大臣により任命され、理事（１人）は主務大臣の認可を受け、理事長が任命する。（P54（資料11）「運営委員、役員等一覧」参照）

7. 財務

毎事業年度の予算及び資金計画は、主務大臣の認可を受けて執行、実施することとなっており、決算は、事業年度終了後、主務大臣の承認を受けることとなっている。

なお、業務上の余裕金は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有、金融機関への預金等の方法で運用することとなっている。

資料編

(1)貯金保険制度の拡充・整備経過

項目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項										
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成23年以降	
1.対象金融機関〔法律〕	農協 漁協 水産加工協			6月 指定漁連(漁協 から信用事業を 譲り受けた信漁 連)を追加			4月 信漁連・信漁連・ 水産加工協連・ 農林中央金庫を 追加					
2.資本金〔認可〕	300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 信連等 75											300百万円 政府 75 日銀 75 農中 75 信連等 75 1,320百万円 政府 1,320 事業者再生支援 機構助定
3.保険料率〔認可〕	0.006%		61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	6月 0.018%			14年の保険料から 平残方式導入 特定貯金 0.018%	特定貯金 0.034%	決済用貯金 0.034%	決済用貯金 0.017% (22年3月 0.018%)	一般貯金等 0.014%	
特別保険料〔政令〕				0.012%		その他貯金等0.018% (13年度まで)	その他貯金等0.017%	一般貯金等 0.017%				
4.保険金支払〔法律〕				6月 債務控除規定廃止 担保貯金の支払 保留	保留順序の変更		4月 保険対象に公金・ 金銭信託、農林債 の一部を追加 特定貯金(当座・普 通・別段貯金)は、 15年3月末まで全額 保護		4月 決済用貯金の全額 保護 特定貯金(当座・普 通・別段貯金)は、 17年3月末まで全 額保護			
保険金支払限度額 (1貯金者当たり)〔政令〕	100万円	6月 300万円	9月 1,000万円				1,000万円の元本 及びその利息等					
5.仮払金支払〔法律〕			9月 導入				4月 60万円					
同限度額(普通貯金 1口座当たり)〔政令〕			20万円									
6.貯金等債権買取り 〔法律〕					4月 導入							
7.資金援助〔法律〕			9月 導入 合併、信用 事業再建措置 に対する資金 援助	6月 信用事業の 全部譲渡に 対する資金 援助を追加	12月 新設合併に 対する資金 援助を追加	5月 救済組合等に 対する劣後ロー ン供与を追加 経営困難組合 からの資産の直接 買取りを追加 信連子会社等 による不良資産買 取り支援を追加	4月 信用事業の 一部譲渡、付保貯 金移転に対する資金 援助追加 救済組合に対する 優先出資の引受け、 損害担保を追加 債権者間の衡平 を図るための資金 援助、追加的資金 援助を追加 協定債権回収会社 に対する資産の買取 り、回収委託を追加 貯金等の払戻し資金 の貸付け、資産価値 減少防止のための資 金の貸付けを追加	1月 指定支援法人に 対する資金援助 を追加				
8.決済債務の保護〔法律〕									4月 決済債務の全額 保護の制度を導入 決済債務の弁済の ための資金の貸付 けの制度を導入			
9.借入金 政府保証〔法律〕			9月 1,000億円	6月 1,500億円		5月 導入		4月 2,000億円				
借入限度額〔政令〕	100億円											
10.管理人制度〔法律〕							4月 管理人が、管理を命 ずる処分を受けた 組合の経営権を掌 握する制度を導入					
11.金融危機への対応 (システミック・リスク) 〔法律〕							4月 システミック・リス ク対策として、優先 出資の引受け等、ペ イオフコスト超の資 金援助の特例を導入 1,000億円					
システミック・リスク対応 借入限度額〔政令〕												
12.貯金者代理制度 〔法律〕							4月 貯金保険機構が、貯 金者を代表して、再 生手続又は破産手続 に関する一切の行為 ができる制度を導入					

(注)1.上記に関連する金融制度調査会答申等
 昭和45年7月「一般民間金融制度のあり方等」
 昭和60年5月「金融自由化の進展とその環境整備」
 平成7年12月「金融システム安定化のための諸施策」
 平成10年1月「金融システム安定化のための緊急対策」(政府・自民党)
 平成11年12月「特別処置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(金融審議会)
 平成14年9月「決済機能の安定確保のための方策について」(金融審議会)
 2.6及び7については、貯金の全額保護のため、時限的措置として平成13年度末までの特例措置(貯金等債権の特別買取り、特別資金援助)を実施。

(2) 東日本大震災に関する特例措置の拡充・整備経過

再編強化法関係

平成23年7月改正 (平成23年9月26日施行)
・特定優先出資等の取得(平成29年3月31日まで)
・優先出資の消却に必要な金銭の贈与 ¹
・損害担保契約に係る損失の補填 ²
・借入金 借入限度額 ³ 2,000億円

1、 2 貯金保険法第34条第3号に規定する資金援助とみなす。

3 貯金保険法施行令第4条に規定する借入限度額。

事業者再生支援機構法関係

平成23年11月事業者再生支援機構法成立 (平成24年1月26日施行)
・事業者再生支援機構に対する出資 出資額 13.2億円

(資料 2)

平成23事業年度(第39事業年度) 主要業務日誌

年月日	摘要
23. 4. 20	平成23事業年度第1回運営委員会懇談会 (平成23年度貯金保険機構業務運営方針(案)、海外現地調査の概要報告(米国の預金保険制度について)、TPPを巡る米国の状況等について、JA貯金・貸出金等の動向について、JF貯金・貸出金の動向について)
23. 4. 27	監事監査(現物監査)
23. 5. 20	監事監査(決算監査)
23. 6. 15	平成23事業年度第1回運営委員会 (平成22事業年度農水産業協同組合貯金保険機構決算(案)について)
23. 6. 15	平成23事業年度第2回運営委員会懇談会 (再編強化法改正の概要について、日本振興銀行の経営破綻への対応について、JA及びJFの貯金・貸出金等の動向について)
23. 6. 20	貯金者データ整備説明会(群馬県):群馬県信農連
23. 6. 30	平成22事業年度決算主務大臣承認
23. 6. 30	平成23事業年度保険料収納(保険料12,841百万円)
23. 8. 3	貯金者データ整備説明会(山形県):農林中央金庫 山形支店
23. 8. 19	貯金者データ整備説明会(岡山県):農林中央金庫 岡山支店
23. 8. 31	平成22事業年度決算官報告
23. 8. 31	平成22事業年度行政コスト計算財務書類公表
23. 9. 12	貯金者データ整備説明会(秋田県):農林中央金庫 秋田支店
23. 9. 15	平成23事業年度第2回運営委員会 (農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更(案)について、農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書の一部変更(案)について、農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務に関する業務方法書の新設(案)について)
23. 9. 15	平成23事業年度第3回運営委員会懇談会 (農協及び漁協の被災状況について、貯金保険機構中期業務目標(平成22~24年度)及び平成23年度業務運営方針の一部変更について、JA及びJF貯金・貸出金等の動向について)
23. 9. 16	貯金者データ整備説明会(京都府):京都府信農連
23. 10. 13	管理人制度等実務研修会
~14	漁連4、信漁連16、農林中金2、JF共水連2

年 月 日	摘 要
23. 10. 26	監事監査（中間監査）
23. 11. 17	貯金者データ整備説明会（石川県）：石川県信農連
23. 11. 24	平成23事業年度第3回運営委員会 （平成23事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算及び資金計画の変更(案)について、運営委員会委員長の職務を代理する者について(案)）
23. 11. 24	平成23事業年度第4回運営委員会懇談会 （株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の概要について、JA及びJFの貯金・貸出金等の動向について）
23. 12. 4 ～10	英国の預金保険制度等に関する現地調査 金融サービス補償機構（FSCS） 全英クレジットユニオン協会（ABCUL）
23. 12. 9	貯金者データ整備説明会（岐阜県）：岐阜県信農連
23. 12. 16	貯金保険制度説明会（行政庁） （貯金保険制度、管理人制度、定額保護下における組合の破綻処理、破綻処理における司法・行政手続きの流れ、貯金者データに係る検査・整備上の留意点）
24. 1. 18	平成23事業年度第4回運営委員会 （農水産業協同組合貯金保険機構定款の一部変更(案)について、農水産業協同組合貯金保険機構の東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく業務方法書の新設(案)について、平成23事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算及び資金計画の変更(案)について）
24. 1. 18	平成23事業年度第5回運営委員会懇談会 （JA及びJFの貯金・貸出金等の動向について）
24. 2. 8	平成23事業年度管理人業務等検討委員会 （JA破綻時における債権債務関係について（共済事業）、日本振興銀行の破綻処理について）
24. 2. 17	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構へ出資金払込
24. 2. 24	大船渡市農業協同組合、そうま農業協同組合、ふたば農業協同組合の優先出資取得
24. 3. 8	貯金者データ整備説明会（沖縄県）：沖縄県農業協同組合
24. 3. 21	平成23事業年度第5回運営委員会 （平成24事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算(案)について）
24. 3. 21	平成23事業年度第6回運営委員会懇談会 （貯金保険機構業務運営方針について、震災特例業務における優先出資の取得状況について、東日本大震災事業者再生支援機構の設立等に

年 月 日	摘 要
	<p>ついて、「貯金保険制度運営に関する課題等検討会」における検討結果報告について、ＪＡ及びＪＦの貯金・貸出金等の動向について)</p>
24. 3. 23	監事監査
24. 3. 23	南三陸農業協同組合、いしのまき農業協同組合、仙台農業協同組合、名取岩沼農業協同組合、みやぎ亘理農業協同組合、宮城県漁業協同組合の優先出資取得
24. 3. 26	<p>貯金保険制度に関する新聞広告 (日本農業新聞、水産経済新聞)</p>
24. 3. 30	平成24事業年度農水産業協同組合貯金保険機構予算の主務大臣認可

(資料 3)

再編強化法に基づく優先出資の実績

(平成24年3月末現在)

東日本大震災に対処して改正された農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づく指定支援法人(社団法人ジェイエイバンク支援協会)から優先出資の取得を行った。

【当機構が取得した優先出資の概要】

	優先出資の種類	取得総額	取得口数	取得価格 (一口あたり)
大船渡市農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	9,211百万円	9,211千口	1,000円
そうま農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	8,409百万円	2,803千口	3,000円
ふたば農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	8,194百万円	8,194千口	1,000円
南三陸農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	1,080百万円	1,080千口	1,000円
いしのまき農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	4,423百万円	4,423千口	1,000円
仙台農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	8,959百万円	8,959千口	1,000円
名取岩沼農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	600百万円	600千口	1,000円
みやぎ亘理農業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	1,488百万円	297.6千口	5,000円
宮城県漁業協同組合	社債型非累積的永久優先出資	5,512百万円	5,512千口	1,000円

(資料 4)

資金援助実績一覧

(平成24年3月末現在)

運営委員会 議決日	契約日	要償却額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
昭和 62.7.27	昭和 62.8.1	610億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画22年) 毎年度 3.50億円	田上農協 〔現:かごしま中央 農協〕 〔資金援助先〕 鹿児島県信農連	鹿児島市農協	吸収合併
平成 4.2.17	平成 4.2.29	毎年度 全国 15.00億円 地元 15.00億円	第2期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 3.50億円			
9.3.25	9.4.1	毎年度 全国 21.25億円 地元 21.25億円	第3期 金銭贈与(分割) 5年 毎年度 4.96億円 (残り12年を5年に短縮)			
6.3.23	6.4.1	28.83億円	第1期 金銭贈与(分割) 5年 (計画15年) 毎年度 0.75億円	美野里町農協	新みのり信用農協 〔トキワ園芸農協 の信用事業を 譲り受け〕	吸収合併
11.2.18	11.4.1	毎年度 全国 1.50億円 地元 1.50億円	第2期 金銭贈与 6.56億円 (11.4.1実施) (残り10年を一括処理)			
9.3.25	9.4.1	45.95億円 全国 14.56億円 地元 14.60億円	金銭贈与 11.90億円 (9.6.23実施)	なぎさ漁協 〔現:山口県漁協〕	黒井漁協	事業譲渡
9.7.4	9.7.15	135.34億円 全国 45.00億円 地元 85.00億円	金銭贈与 36.80億円 (9.10.1実施)	高松市中央農協 〔現:香川県農協〕	高松東部農協	事業譲渡
10.3.26	10.4.1	162.40億円 全国 75.50億円 地元 75.50億円	金銭贈与 61.80億円 (10.4.1実施)	桜井しき農協 〔現:奈良県農協〕	広陵町農協	吸収合併
11.2.18	11.3.1	72.51億円 全国 14.57億円 地元 29.15億円	金銭贈与 11.97億円 (11.3.1実施)	壬生町農協 都賀町農協 大平町農協 〔現:下野農協〕 〔資金援助先〕 栃木県信農連	栃木市農協	新設合併
	11.4.1		資金貸付 (信連子会社貸付) 19.00億円 (11.4.1実施)			
11.3.26	11.4.1	53.96億円 全国 23.36億円 地元 23.40億円	金銭贈与 20.86億円 (11.4.1実施)	京都府信漁連	舞鶴信用漁協	事業譲渡
11.3.26	11.4.1	24.25億円 全国 6.28億円 地元 12.56億円	金銭贈与 5.86億円 (11.4.1実施)	魚津市農協	道下信用農協	吸収合併
11.6.22	11.6.30	19.94億円 全国 5.10億円 地元 10.22億円	金銭贈与 4.19億円 (11.7.1実施)	奄美農協 〔現:あまみ農協〕	名瀬市農協 笠利町農協	事業譲渡 吸収合併
11.6.22	11.8.5	9.28億円 全国 4.31億円 地元 4.84億円	金銭贈与 3.53億円 (11.9.1実施)	長崎市新三重漁協	長崎市式見漁協	吸収合併
12.3.28	12.4.1	223.56億円 全国 154.00億円 地元 54.70億円	金銭贈与 135.00億円 (12.4.3実施)	東長崎農協 〔現:長崎西彼農協〕	長崎市農協	吸収合併
	12.4.20		劣後ローン 5.00億円 (12.4.20実施)			

運営委員会 議 決 日	契約日	要 償 却 額 〔支援内訳〕	機 構 支 援 額	救 済 組 合	経 営 困 難 組 合	救 済 方 法
13.2.22	13.3.30	33.91億円 全国 20.29億円 地元 12.00億円	金銭贈与 17.35億円 (13.4.2実施)	阿武萩地区12漁協 (三見、萩市玉江浦、 萩、萩越ヶ浜、 萩市大井湊、 萩市大島、見島、 宇津、奈古、宇田郷、 須佐、江崎) 〔現：山口県漁協〕	萩小畑漁協 大井浦漁協	新設合併 (山口県 阿武萩地区 単一漁協)
13.7.24	13.7.31	107.98億円 全国 49.59億円 地元 49.60億円	金銭贈与 40.57億円 (13.8.13実施)	阿寒町農協 〔現：阿寒農協〕	釧路市農協	吸収合併
	13.8.13		劣後ローン 2.50億円 (13.8.13実施)			
	13.7.31		資産買取り 1.95億円 (13.7.31実施)			
13.12.11	13.12.18	359.88億円 全国 242.52億円 地元 88.00億円	金銭贈与(特別資金援助) 212.47億円 (14.1.4実施) (返還後 207.28億円)	岡山県信農連 〔18.3.31 解散〕	日生町信用農協	事業譲渡
	13.12.17		資産買取り 30.31億円 (13.12.17実施)			
14.1.23	14.1.31	13.17億円 全国 10.27億円 地元 -	金銭贈与(特別資金援助) 7.93億円 (14.2.5実施) (返還後 7.34億円)	湧別農協 芭露農協 〔現：湧別町農協〕	湧別町畜産農協	新設合併
	14.2.13		劣後ローン 1.17億円 (14.2.13実施)			
14.3.13	14.3.25	348.87億円 全国 248.11億円 地元 33.03億円	金銭贈与(特別資金援助) 222.55億円 (14.4.9実施) (返還後 221.55億円)	沖縄県19農協 (伊江村、サンライズ、 宜野湾市、浦添市、 首里、真和志、小禄、 豊見城村、糸満市 おきなん、南風原町、 津嘉山、渡嘉敷村、 粟国村、南大東村、 北大東村、宮古郡、 下地町、伊良部町) 〔現：沖縄県農協〕	やんばる農協 伊平屋村農協 伊是名村農協 ゆいな農協 沖縄市コザ農協 島尻東農協 久米島農協 八重山郡農協	新設合併 (県単一農協)
	14.3.22		資産買取り (6農協：やんばる、ゆいな、 沖縄市コザ、島尻東、 久米島、八重山郡) 11.34億円 (14.3.22実施)			
14.3.13	14.3.25	7.24億円 全国 4.40億円 地元 0.59億円	金銭贈与(特別資金援助) 3.94億円 (14.4.1実施)	沖縄県信農連 〔現：沖縄県農協〕	与那国町農協	事業譲渡
14.3.13	14.4.1	65.01億円 全国 33.97億円 地元 27.17億円	金銭贈与 27.80億円 (14.4.10実施) (返還後 24.35億円)	高田郡農協 〔現：広島北部農協〕	八千代町農協	吸収合併
	14.3.22		資産買取り 13.41億円 (14.3.25実施)			
14.3.13	14.4.1	78.91億円 全国 25.09億円 地元 39.81億円	金銭贈与 20.53億円 (14.4.10実施) (返還後 19.04億円)	広島市農協	広島安佐農協	吸収合併
	14.3.22		資産買取り 12.10億円 (14.3.25実施)			

運営委員会 議決日	契約日	要償却額 〔支援内訳〕	機構支援額	救済組合	経営困難組合	救済方法
14.3.13	14.4.1	92.78億円 全国 24.75億円 地元 16.91億円	金銭贈与 20.25億円 (14.6.11実施) (返還後 17.25億円)	福山北農協 〔現：福山市農協〕	府中市農協 新市農協	吸収合併
	14.3.22		資産買取り 9.18億円 (14.3.25実施)			
14.3.13	14.3.27	14.42億円 全国 5.10億円 地元 5.14億円	金銭贈与 4.17億円 (14.4.18実施)	大分県26漁協 (中津市、宇佐市、 豊後高田市、真玉町、 香々地町、国見町、 姫島村、くにさき、 武蔵町、安岐町、 杵築市、日出町、 別府市、大分市、 神崎、佐賀関町、 臼杵市、津久見市、 保戸島、上浦町、 佐伯市、米水津村、 上入津、下入津、 蒲江、名護屋) 〔現：大分県漁協〕	鶴見町漁協	新設合併 (県単一漁協)
14.11.1	14.11.1		貯払い資金の貸付 0.58億円 (14.11.1 実施) (第1回配当後 0.38億円) (第2回配当後 0.25億円)	勝英農協	大原町農協	付保貯金移転
14.11.5	14.11.5	77.54億円 全国 70.92億円 (第1回配当後47.84億円) (第2回配当後31.52億円) 地元 0.64億円 (第1回配当後0.42億円) (第2回配当後0.28億円)	債務の保証限度額 62.87億円 (14.11.5実施) (債務の保証履行 41.69億円) (15.9.16実施) (第2回配当後27.48億円)			
15.8.8	15.8.26		資産買取り10.29億円 (15.8.27実施)			

*大原町農協の第1回配当は平成15年8月28日、第2回配当は平成17年6月30日に実施された。

(資料 5)

資金援助の実績

(平成24年3月末現在)

鹿児島市農協(鹿児島県:昭和62年7月27日、平成4年2月17日、平成9年3月25日
運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	鹿児島市農協	
救済組合	田上農協 (現:かごしま中央農協)	コープファイナンス(株)が一部の固定化債権の回収、償却を行う
救済方法	合併	
再建計画	現行計画(H9~H13)	再建期間は、昭和62年以降15年間(当初22年)
資金援助の相手	鹿児島県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資金援助の方法	金銭贈与	分割贈与(利子補給等)
援助額	(S62~H8) 3.5億円/年	相援5.8億円、農中5.7億円、県内15億円
	(H9~H13) 4.96億円/年	相援8.22億円、農中8.07億円、県内21.25億円
資金援助実施日	毎事業年度末	

トキワ園芸農協(茨城県:平成6年3月23日、平成11年2月18日運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	新みのり信用農協	トキワ園芸農協の信用事業を譲受した新設農協
救済組合	美野里町農協	
救済方法	合併	
再建計画	平成11年度中に償却を完了	再建期間は、当初平成6年度以降15年間(平成11年度に残り10年を一括処理)
資金援助の相手	美野里町農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	分割贈与、平成11年度一括贈与
援助額	(H6~H10) 0.75億円/年	他に、相援0.2億円、農中0.55億円、県内1.5億円
	(H11) 6.56億円	他に、相援1.54億円、農中4.19億円、県内12.29億円
資金援助実施日	(H6~H10) 毎事業年度末 (H11)平成11年4月1日	

黒井漁協(山口県:平成9年3月25日運営委員会議決)

項目	内容	備考
経営困難組合	黒井漁協	
救済組合	なぎさ漁協 (現:山口県漁協)	信用事業のみを行う新設漁協
救済方法	信用事業全部譲渡	黒井漁協は、経済事業のみを行う
資金援助の相手	なぎさ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	11.9億円	他に、相援2.66億円、県内14.6億円(県系統組織は、別途13.89億円)
資金援助実施日	平成9年6月23日	

高松東部農協（香川県：平成9年7月4日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	高松東部農協	
救済組合	高松市中央農協 (現：香川県農協)	隣接農協
救済方法	信用事業全部譲渡	全事業譲渡
資金援助の相手	高松市中央農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	36.8億円	他に、相援8.2億円、県内85億円
資金援助実施日	平成9年10月1日	

広陵町農協（奈良県：平成10年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	広陵町農協	
救済組合	桜井しき農協 (現：奈良県農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	桜井しき農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	61.8億円	他に、相援13.7億円、県内75.5億円
資金援助実施日	平成10年4月1日	

栃木市農協（栃木県：平成11年2月18日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	栃木市農協	
救済組合	壬生町農協、都賀町農協、 大平町農協(現 下野農協)	隣接農協
救済方法	新設合併	4農協が合併し、下野農協を新設
資金援助の相手	栃木県信農連	全国農協相援制度を通じて援助
資金援助の方法	金銭贈与 資金貸付	一括贈与 信連への貸付(貸付債権買取費用分)
援助額	金銭贈与11.97億円 資金貸付19億円	他に、相援2.6億円、県内29.15億円
資金援助実施日	金銭贈与:平成11年3月1日 資金貸付:平成11年4月1日	

舞鶴信用漁協（京都府：平成11年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	舞鶴信用漁協	
救済組合	京都府信漁連	
救済方法	信用事業全部譲渡	共済事業譲渡後解散
資金援助の相手	京都府信漁連	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	20.86億円	他に、相援2.5億円、府内23.40億円
資金援助実施日	平成11年4月1日	

道下信用農協（富山県：平成11年3月26日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	道下信用農協	
救済組合	魚津市農協	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	魚津市農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	5.86億円	他に、相援0.42億円、県内12.56億円
資金援助実施日	平成11年4月1日	

名瀬市農協・笠利町農協（鹿児島県：平成11年6月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	名瀬市農協・笠利町農協	
救済組合	奄美農協（現あまみ農協）	隣接農協
救済方法	信用事業全部譲渡・合併	名瀬市農協...全事業譲渡 笠利町農協...合併
資金援助の相手	奄美農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	4.19億円	他に、相援0.91億円、県内10.22億円
資金援助実施日	平成11年7月1日	

長崎市式見漁協（長崎県：平成11年6月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	長崎市式見漁協	
救済組合	長崎市新三重漁協	隣接漁協
救済方法	合併	
資金援助の相手	長崎市新三重漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	3.53億円	他に、相援0.78億円、県内4.84億円
資金援助実施日	平成11年9月1日	

長崎市農協（長崎県：平成12年3月28日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	長崎市農協	
救済組合	東長崎農協 （現：長崎西彼農協）	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	東長崎農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与 自己資本の充実
援助額	金銭贈与135億円 劣後ローン5億円	他に、相援19億円、県内54.7億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成12年4月3日 劣後ローン：平成12年4月20日	

萩小畑漁協・大井浦漁協（山口県：平成13年2月22日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	萩小畑漁協・大井浦漁協	
救済組合	阿武萩地区12漁協 (現：山口県漁協)	
救済方法	新設合併	阿武萩地区14漁協が合併し、山口はぎ漁協(地区単一漁協)を新設
資金援助の相手	山口はぎ漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	17.35億円	他に、相援2.94億円、県内12億円
資金援助実施日	平成13年4月2日	

釧路市農協（北海道：平成13年7月24日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	釧路市農協	
救済組合	阿寒町農協 (現：阿寒農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	阿寒町農協	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与 資産買取り	一括贈与 自己資本の充実 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 40.57億円 劣後ローン 2.50億円 資産買取り 1.95億円	他に、相援9.02億円、道内49.6億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成13年8月13日 劣後ローン：平成13年8月13日 資産買取り：平成13年7月31日	

日生町信用農協（岡山県：平成13年12月11日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	日生町信用農協	
救済組合	岡山県信農連 (18.3.31解散)	
救済方法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資金援助の相手	岡山県信農連	全国農協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 212.47億円 (減額後 207.28億円) 資産買取り 30.31億円	他に、相援30.05億円、県内88億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年1月4日 資産買取り：平成13年12月17日	

湧別町畜産農協（北海道：平成14年1月23日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	湧別町畜産農協	
救済組合	湧別農協・芭露農協 (現：湧別町農協)	隣接農協
救済方法	新設合併	3農協が合併し、湧別町農協を新設
資金援助の相手	湧別町農協	
資金援助の方法	金銭贈与 劣後ローン供与	一括贈与(特別資金援助) 自己資本の充実
援助額	金銭贈与 7.93億円 (減額後 7.34億円) 劣後ローン 1.17億円	他に、農林中金 2.34億円(債権放棄)
資金援助実施日	金銭贈与:平成14年2月5日 劣後ローン:平成14年2月13日	

沖縄県下8農協（沖縄県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	やんばる農協・伊平屋村農協・ 伊是名村農協・ゆいな農協・ 沖縄市コザ農協・島尻東農協・ 久米島農協・八重山郡農協	
救済組合	沖縄県19農協 (現：沖縄県農協)	
救済方法	新設合併	県下27農協が合併し、沖縄県農協(県単一農協)を新設
資金援助の相手	沖縄県農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り(6農協)	一括贈与(特別資金援助) (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 222.55億円 (減額後 221.55億円) 資産買取り 11.34億円	他に、支援基金 25.56億円、県内 33.03億円
資金援助実施日	金銭贈与:平成14年4月9日 資産買取り:平成14年3月22日	

与那国町農協（沖縄県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	与那国町農協	
救済組合	沖縄県信農連 (現：沖縄県農協)	
救済方法	信用事業全部譲渡	信用事業譲渡の日に解散
資金援助の相手	沖縄県信農連	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与(特別資金援助)
援助額	3.94億円	他に、支援基金 0.46億円、県内 0.59億円
資金援助実施日	平成14年4月1日	

八千代町農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	八千代町農協	
救済組合	高田郡農協 (現：広島北部農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	高田郡農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 系統債権管理回収機構(株)に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 27.80億円 (減額後 24.35億円) 資産買取り 13.41億円	他に、支援基金 6.17億円、県内 27.17億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年4月10日 資産買取り：平成14年3月25日	

広島安佐農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	広島安佐農協	
救済組合	広島市農協	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	広島市農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 20.53億円 (減額後 19.04億円) 資産買取り 12.10億円	他に、支援基金 4.56億円、県内 39.81億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年4月10日 資産買取り：平成14年3月25日	

府中市農協・新市農協（広島県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	府中市農協・新市農協	
救済組合	福山北農協 (現：福山市農協)	隣接農協
救済方法	合併	
資金援助の相手	福山北農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与 資産買取り	一括贈与 (株)整理回収機構に資産買取りを委託
援助額	金銭贈与 20.25億円 (減額後 17.25億円) 資産買取り 9.18億円	他に、支援基金 4.50億円、県内 16.91億円
資金援助実施日	金銭贈与：平成14年6月11日 資産買取り：平成14年3月25日	

21 鶴見町漁協（大分県：平成14年3月13日運営委員会議決）

項目	内容	備考
経営困難組合	鶴見町漁協	
救済組合	大分県26漁協 (現:大分県漁協)	
救済方法	新設合併	県下27漁協が合併し、大分県漁協(県単一漁協)を新設
資金援助の相手	大分県漁協	全国漁協相援は、別途支援
資金援助の方法	金銭贈与	一括贈与
援助額	4.17億円	他に、相援0.93億円、県内5.14億円
資金援助実施日	平成14年4月18日	

22 大原町農協（岡山県：平成14年11月1日運営委員会議決 貯払い資金の貸付け
：平成14年11月5日運営委員会議決 債務の保証
：平成15年8月8日運営委員会議決 資産買取り）

項目	内容	備考
経営困難組合	大原町農協	
救済組合	勝英農協	隣接農協
救済方法	付保貯金の移転	
資金援助の相手	勝英農協	J Aバンク支援基金は、別途支援
資金援助等の方法	貯払い資金の貸付 債務の保証 資産の買取り	債務の保証履行 (株)整理回収機構・系統債権管理回収機構 (株)に資産買取りを委託
援助額	貯払い資金の貸付 0.58億円 (第1回配当後 0.38億円) (第2回配当後 0.25億円) (第3回(最終)配当後 0.23億円) 債務の保証限度額 62.87億円 (債務の保証履行 41.69億円) (第2回配当後 27.48億円) (第3回(最終)配当後 24.82億円) 資産買取り 10.29億円	第1回配当日 : 平成15年8月28日 第2回配当日 : 平成17年6月30日 第3回配当日 : 平成22年12月10日 債務の保証履行日 : 平成15年9月16日
資金援助等実施日	貯払い資金の貸付 : 平成14年11月1日 債務の保証 : 平成14年11月5日 資産買取り : 平成15年8月27日	

(資料 6)

立入検査の実施状況(平成23事業年度)

農業協同組合に対する検査の実施状況

	都道府県名	組 合 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	単独・同行検査の別
1	北海道	たきかわ農業協同組合	23. 5. 11(水)	23. 6. 8(水)	23. 6. 10(金)	23. 7. 28(木)	単独検査
2	北海道	あさひかわ農業協同組合	23. 5. 12(木)	23. 6. 15(水)	23. 6. 17(金)	23. 8. 1(月)	単独検査
3	埼玉県	ちちぶ農業協同組合	23. 5. 17(火)	23. 6. 22(水)	23. 6. 24(金)	23. 8. 11(木)	単独検査
4	埼玉県	埼玉ひびきの農業協同組合	23. 5. 23(月)	23. 7. 6(水)	23. 7. 8(金)	23. 8. 26(金)	単独検査
5	愛知県	あいち知多農業協同組合	23. 5. 23(月)	23. 7. 13(水)	23. 7. 15(金)	23. 9. 9(金)	単独検査
6	鹿児島県	さつま日置農業協同組合	23. 6. 6(月)	23. 7. 20(水)	23. 7. 22(金)	23. 9. 12(月)	単独検査
7	大阪府	茨木市農業協同組合	23. 6. 17(金)	23. 7. 27(水)	23. 7. 29(金)	23. 8. 29(月)	単独検査
8	埼玉県	埼玉みずば農業協同組合	23. 6. 2(木)	23. 8. 3(水)	23. 8. 5(金)	23. 9. 30(金)	単独検査
9	高知県	高知はた農業協同組合	23. 6. 13(月)	23. 8. 10(水)	23. 8. 12(金)	23. 9. 22(木)	同行検査
10	静岡県	掛川市農業協同組合	23. 7. 6(水)	23. 8. 24(水)	23. 8. 26(金)	23. 10. 11(火)	単独検査
11	大阪府	大阪南農業協同組合	23. 7. 20(水)	23. 8. 31(水)	23. 9. 2(金)	23. 10. 7(金)	単独検査
12	岩手県	岩手中央農業協同組合	23. 7. 21(木)	23. 9. 7(水)	23. 9. 9(金)	23. 10. 17(月)	単独検査
13	広島県	尾道市農業協同組合	23. 7. 27(水)	23. 9. 14(水)	23. 9. 16(金)	23. 10. 26(水)	単独検査
14	福岡県	筑前あさくら農業協同組合	23. 7. 20(水)	23. 9. 28(水)	23. 9. 30(金)	23. 11. 10(木)	単独検査
15	岐阜県	東美濃農業協同組合	23. 8. 19(金)	23. 10. 5(水)	23. 10. 7(金)	23. 11. 24(木)	単独検査
16	鹿児島県	あいら農業協同組合	23. 8. 29(月)	23. 10. 12(水)	23. 10. 14(金)	23. 11. 17(木)	単独検査
17	秋田県	秋田しんせい農業協同組合	23. 8. 26(金)	23. 10. 19(水)	23. 10. 21(金)	23. 12. 6(火)	単独検査
18	大分県	べつぷ日出農業協同組合	23. 8. 25(木)	23. 10. 19(水)	23. 10. 21(金)	23. 12. 13(火)	単独検査
19	静岡県	遠州夢咲農業協同組合	23. 9. 2(金)	23. 10. 26(水)	23. 10. 28(金)	23. 12. 13(火)	単独検査
20	熊本県	八代地域農業協同組合	23. 9. 5(月)	23. 10. 31(月)	23. 11. 2(水)	23. 11. 29(火)	単独検査
21	兵庫県	兵庫南農業協同組合	23. 9. 16(金)	23. 11. 9(水)	23. 11. 11(金)	23. 12. 27(火)	単独検査
22	兵庫県	兵庫みらい農業協同組合	23. 9. 29(木)	23. 11. 14(月)	23. 11. 16(水)	23. 12. 27(火)	単独検査
23	岐阜県	いび川農業協同組合	23. 9. 22(木)	23. 11. 16(水)	23. 11. 18(金)	24. 1. 25(水)	単独検査
24	長野県	佐久浅間農業協同組合	23. 9. 30(金)	23. 11. 30(水)	23. 12. 2(金)	24. 1. 23(月)	単独検査
25	広島県	広島中央農業協同組合	23. 10. 3(月)	23. 12. 7(水)	23. 12. 9(金)	24. 1. 10(火)	単独検査
26	京都府	京都丹の国農業協同組合	23. 10. 24(月)	23. 12. 14(水)	23. 12. 16(金)	24. 2. 8(水)	単独検査
27	新潟県	えちご上越農業協同組合	23. 10. 27(木)	23. 12. 20(火)	23. 12. 22(木)	24. 1. 23(月)	単独検査
28	熊本県	熊本宇城農業協同組合	23. 11. 9(水)	24. 1. 11(水)	24. 1. 13(金)	24. 2. 24(金)	単独検査
29	岡山県	岡山東農業協同組合	23. 11. 17(木)	24. 1. 18(水)	24. 1. 20(金)	24. 2. 27(月)	単独検査
30	徳島県	徳島市農業協同組合	23. 11. 16(水)	24. 1. 25(水)	24. 1. 27(金)	24. 2. 27(月)	同行検査
31	福岡県	筑紫農業協同組合	23. 12. 12(月)	24. 2. 1(水)	24. 2. 3(金)	24. 3. 7(水)	単独検査
32	福井県	越前たけふ農業協同組合	23. 12. 7(水)	24. 2. 8(水)	24. 2. 10(金)	24. 3. 16(金)	単独検査
33	岡山県	津山農業協同組合	23. 12. 13(火)	24. 2. 15(水)	24. 2. 17(金)	24. 3. 21(水)	単独検査
34	愛知県	あいち中央農業協同組合	23. 12. 13(火)	24. 2. 22(水)	24. 2. 24(金)	24. 3. 21(水)	単独検査
35	熊本県	菊池地域農業協同組合	24. 1. 4(水)	24. 2. 29(水)	24. 3. 2(金)	24. 4. 26(木)	単独検査
36	千葉県	ちば東葛農業協同組合	23. 12. 27(火)	24. 2. 29(水)	24. 3. 2(金)	24. 4. 4(水)	単独検査

(注) 「同行検査」とは、都道府県知事より検査命令を受けた機構が、都道府県の実施する検査に同行して検査を実施した検査。

「単独検査」とは、都道府県知事より検査命令を受けた機構が、単独で実施した検査。

(資料 7 - 1)

組合数・総貯金・被保険貯金・保険料 (昭和48事業年度から平成12事業年度まで)

区分 事業年度	対象組合数			農 協			漁 協			合 計		
	農 協	漁 協	計	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)
48	5,428	1,832	7,260	93,268	91,671	183	4,016	3,934	8	97,284	95,605	191
49	5,202	1,833	7,035	113,187	111,007	666	5,202	5,110	31	118,389	116,117	697
50	4,904	1,808	6,712	130,133	128,077	769	5,872	5,794	35	136,005	133,871	803
51	4,846	1,800	6,646	152,478	149,839	899	7,047	6,954	42	159,525	156,793	941
52	4,800	1,798	6,598	173,203	170,207	1,021	8,325	8,205	49	181,528	178,412	1,070
53	4,653	1,799	6,452	194,374	190,695	1,144	10,021	9,868	59	204,394	200,563	1,203
54	4,633	1,808	6,441	219,334	215,074	1,290	11,220	11,039	66	230,555	226,113	1,357
55	4,605	1,795	6,400	244,556	239,369	1,437	12,178	11,960	72	256,734	251,330	1,508
56	4,578	1,797	6,375	268,700	262,934	1,578	12,807	12,557	75	281,508	275,490	1,653
57	4,480	1,793	6,273	295,243	288,788	1,733	13,790	13,499	81	309,033	302,287	1,814
58	4,424	1,792	6,216	317,096	309,932	1,860	14,807	14,486	87	331,904	324,418	1,946
59	4,385	1,790	6,175	337,599	329,693	1,980	15,231	14,869	89	352,830	344,562	2,069
60	4,369	1,787	6,156	362,248	354,167	2,125	15,997	15,596	94	378,245	369,763	2,219
61	4,321	1,790	6,111	387,802	378,738	3,282	16,545	16,113	140	404,346	394,851	3,422
62	4,243	1,783	6,026	407,772	397,779	4,270	17,018	16,536	178	424,790	414,315	4,448
63	4,113	1,776	5,889	432,403	421,080	4,948	18,016	17,477	205	450,419	438,557	5,153

- (注) 1. 対象組合数は、各年6月30日現在 (ただし、昭和48年は9月29日現在)
 2. 対象組合は、貯金残高を有する組合
 3. 保険料率・一般保険料 昭和48事業年度から昭和60事業年度まで…0.006% (ただし、昭和48事業年度は9月～12月の4カ月分)
 昭和61事業年度…0.01%、昭和62事業年度…0.011%
 昭和63事業年度から平成7事業年度まで…0.012%
 4. 各係数は、単位未満を四捨五入

事業年度	区分	対象組合数			農 協			漁 協			計		
		農 協	漁 協	計	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)
1		3,881	1,762	5,643	465,495	451,743	5,421	18,876	18,266	219	484,372	470,009	5,640
2		3,742	1,755	5,497	512,614	496,383	5,957	20,089	19,412	233	532,703	515,794	6,190
3		3,597	1,746	5,343	561,603	543,042	6,516	21,112	20,305	244	582,715	563,346	6,760
4		3,389	1,733	5,122	606,642	586,235	7,034	21,950	21,036	252	628,592	607,270	7,287
5		3,109	1,682	4,791	630,325	608,208	7,298	22,203	21,244	255	652,528	629,451	7,553
6		2,819	1,547	4,366	654,711	632,010	7,584	21,245	20,285	243	675,955	652,295	7,828
7		2,586	1,444	4,030	676,965	653,914	7,847	20,133	19,178	230	697,098	673,092	8,077
8		2,357	1,387 (17)	3,744 (17)	676,306	653,046	10,122 4,571	27,926	22,854	332 160	704,232	675,900	10,454 4,731
9		2,158	1,275 (19)	3,433 (19)	677,631	654,435	11,772 7,848	27,567	22,755	409 273	705,198	677,190	12,182 8,121
10		1,903	1,173 (22)	3,076 (22)	684,957	661,973	11,905 7,937	29,356	23,208	418 278	714,314	685,180	12,323 8,215
11		1,656	991 (26)	2,647 (26)	690,549	666,237	11,990 7,993	30,180	23,616	424 282	720,729	689,853	12,414 8,276
12		1,484	885 (26)	2,369 (26)	703,068	675,520	12,149 8,099	30,029	23,299	419 280	733,097	698,819	12,568 8,379

- (注) 1. 対象組合数は、各年6月30日現在
2. 対象組合は、貯金残高を有する組合
3. 漁協には、平成8事業年度以降、特定漁連を含む（組合数欄の下段に括弧書き内数表示）。
4. 特別保険料は、平成8事業年度以降下段に外数として表示。
5. 保険料率・一般保険料 昭和63事業年度から平成7事業年度まで…0.012%、平成8事業年度から平成12事業年度まで…0.018%
・特別保険料 平成8事業年度から平成12事業年度まで…0.012%
6. 各係数は、単位未満を四捨五入

(資料 7 - 2)

組合数・総貯金・被保険貯金・保険料 (平成 13 事業年度以降)

区分 事業 年度	農 協				漁 協				信農連				信漁連				農林中金				合 計			
	組合数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	組合数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	連合会 数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	連合会 数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)	団体数	総貯金 (億円)	被保険貯金 (億円)	保 険 料 (百万円)
13	1,216	721,453	720,258	12,955 8,637	762	14,507	14,432	259 173	46	493,173	26,021	351 234	34	24,163	12,150	212 141	1	356,192	24,883	336 224	2,059	1,609,488	797,743	14,113 9,409
14	1,074	732,373	731,252	15,198	558	12,470	12,455	286	46	505,786	27,234	530	34	24,833	13,400	279	1	380,116	26,536	639	1,713	1,655,578	810,876	16,932
15	967	742,495	741,734	15,950	444	11,518	11,507	273	46	512,636	23,652	489	34	23,444	13,106	286	1	390,943	23,674	582	1,492	1,681,036	813,673	17,580
16	919	756,084	755,645	11,203	386	10,746	10,753	163	46	499,734	21,416	314	34	22,826	13,300	198	1	394,250	23,421	356	1,386	1,683,641	824,535	12,235
17	892	773,173	772,890	10,827	323	9,849	9,788	137	46	497,432	20,286	286	33	22,376	13,502	189	1	395,882	22,803	323	1,295	1,698,712	839,269	11,763
18	855	790,113	788,189	11,080	194	8,699	8,703	122	42	496,333	19,564	279	32	22,261	14,009	198	1	412,865	20,979	299	1,124	1,730,272	851,444	11,978
19	821	798,518	798,228	11,221	178	8,718	8,526	120	41	501,654	19,250	275	31	20,903	13,810	195	1	398,267	17,038	243	1,072	1,728,060	856,852	12,054
20	778	816,133	815,401	11,454	173	8,965	8,968	126	38	514,333	18,557	265	30	20,230	13,192	186	1	398,423	12,875	185	1,020	1,758,085	868,993	12,216
21	747	831,874	830,864	11,665	163	8,908	8,914	125	36	519,653	18,594	266	30	20,185	13,244	187	1	383,970	11,232	161	977	1,764,590	882,848	12,404
22	728	845,519	844,357	11,864	162	8,943	8,948	126	36	522,553	20,168	291	30	20,091	13,118	185	1	382,575	14,904	214	957	1,779,682	901,495	12,680
23	724	857,830	856,437	12,031	153	8,795	8,799	124	36	534,465	22,389	321	30	20,380	13,407	189	1	397,599	12,234	177	944	1,819,069	913,266	12,842

- (注) 1. 対象組合数は、各年 6 月 30 日現在
 2. 対象組合は、貯金残高を有する組合
 3. 平成 13 事業年度の特別保険料は、下段に外数として表示。
 4. 総貯金及び被保険貯金 平成 13 事業年度までは、その年の 3 月 31 日の残高
 平成 14 事業年度以降は、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの営業日平残
 平成 13 事業年度…0.018% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9カ月分)
 5. 保険料率 ・ 一般保険料 平成 14 事業年度…特定貯金 0.034%、その他貯金等 0.017%
 平成 15 事業年度…決済用貯金 0.034%、一般貯金等 0.017%
 平成 16 事業年度以降…決済用貯金 0.017%、一般貯金等 0.014%
 平成 22 事業年度以降…決済用貯金 0.018%、一般貯金等 0.014%
 ・ 特別保険料 平成 13 事業年度…0.012% (ただし、信農連・信漁連・農林中金にあっては9カ月分)
 平成 14 事業年度以降なし。
 6. 各係数は、単位未満を四捨五入

(資料 8)

平成23事業年度保険料 (都道府県別)

(単位:千円)

都道府県	農 協		漁 協		信農連		信漁連	
	組合数	保険料	組合数	保険料	連合会数	保険料	連合会数	保険料
北海道	111	423,142	70	66,140	1	27,915	1	9,946
青森	10	68,128	1	1,034	1	317	1	6,609
岩手	9	126,845	-	-	1	8,948	1	12,696
宮城	15	135,257	1	7,828	-	-	-	-
秋田	16	97,440	-	-	-	-	-	-
山形	18	129,327	1	750	-	-	-	-
福島	17	179,577	2	961	-	-	1	1,072
茨城	27	211,801	-	-	1	9,509	1	2,271
栃木	11	216,651	-	-	-	-	-	-
群馬	15	186,179	-	-	1	5,686	-	-
埼玉	21	524,293	-	-	1	11,525	-	-
千葉	21	331,182	-	-	1	4,818	1	9,001
東京	16	459,140	-	-	1	3,736	1	990
神奈川	14	765,667	-	-	1	7,844	1	4,261
山梨	11	85,694	-	-	1	4,282	-	-
長野	23	401,702	-	-	1	29,368	-	-
静岡	19	635,422	1	2,528	1	7,624	1	12,243
新潟	26	295,853	-	-	1	7,678	1	3,782
富山	17	178,066	-	-	-	-	1	4,605
石川	17	150,988	-	-	1	7,732	1	6,071
福井	14	115,056	-	-	1	2,894	1	6,176
岐阜	7	386,951	-	-	1	6,298	-	-
愛知	20	965,286	1	958	1	12,029	1	10,201
三重	15	286,485	-	-	1	8,741	1	12,632
滋賀	16	181,470	-	-	1	2,563	-	-
京都	5	156,511	-	-	1	5,471	1	5,907
大阪	14	555,049	-	-	1	25,467	-	-
兵庫	14	661,708	-	-	1	26,803	1	9,139
奈良	1	170,338	-	-	-	-	-	-
和歌山	10	204,801	-	-	1	8,827	1	5,715
鳥取	3	68,611	-	-	1	1,628	1	2,923
島根	11	123,033	1	6,109	1	8,022	-	-
岡山	9	232,282	-	-	-	-	-	-
広島	13	341,345	-	-	1	4,452	1	8,589
山口	12	170,614	1	8,953	1	4,366	-	-
徳島	16	109,594	-	-	1	2,924	1	4,123
香川	2	224,373	1	350	1	1,388	1	6,826
愛媛	12	222,599	14	5,431	1	3,085	1	6,097
高知	15	116,008	-	-	1	10,684	1	4,536
福岡	21	335,218	-	-	1	3,035	1	6,647
佐賀	4	116,737	-	-	1	12,824	1	11,136
長崎	7	89,604	40	13,541	-	-	1	2,378
熊本	14	132,354	1	781	-	-	-	-
大分	6	89,652	1	3,591	1	4,910	-	-
宮崎	13	103,475	17	4,806	1	10,256	1	645
鹿児島	15	168,324	-	-	1	17,022	1	8,846
沖縄	1	101,641	-	-	-	-	1	3,133
合計	724	12,031,475	153	123,763	36	320,668	30	189,196

	保 険 料
農林中央金庫	176,541

	組合数	保 険 料
総 計	944	12,841,643

(注) 各計数は、単位未満を四捨五入

(資料 9)

事業年度別損益の状況

(単位：百万円)

事業年度	収 益			費 用			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	その他	計	経費	その他	計		
48	191	19	210	14	-	14	195	195
49	696	67	764	35	-	35	728	924
50	803	170	973	59	-	59	913	1,837
51	940	234	1,175	87	-	87	1,087	2,925
52	1,070	312	1,382	61	-	61	1,320	4,245
53	1,203	407	1,610	67	-	67	1,543	5,789
54	1,356	483	1,839	68	-	68	1,771	7,560
55	1,508	706	2,215	70	-	70	2,145	9,705
56	1,652	857	2,510	88	-	88	2,422	12,127
57	1,813	1,062	2,876	81	-	81	2,794	14,922
58	1,946	1,299	3,245	80	-	80	3,165	18,088
59	2,069	1,544	3,614	86	-	86	3,527	21,615
60	2,218	1,734	3,952	99	-	99	3,853	25,469
61	3,421	1,973	5,395	120	-	120	5,274	30,744
62	4,447	2,124	6,572	114	350	464	6,107	36,852
63	5,153	2,298	7,451	122	350	472	6,979	43,831
1	5,640	2,594	8,234	141	350	491	7,742	51,574
2	6,189	3,191	9,380	152	350	502	8,878	60,452
3	6,760	3,909	10,669	156	350	506	10,163	70,615
4	7,286	4,421	11,708	153	350	503	11,204	81,820
5	7,553	4,804	12,357	208	350	558	11,799	93,619
6	7,827	4,998	12,826	212	425	637	12,188	105,808
7	8,077	4,458	12,535	229	425	654	11,880	117,689
8	15,185	4,078	19,263	298	425	723	18,540	136,229
9	20,303	3,785	24,088	401	5,441	5,842	18,246	154,475
10	20,537	3,530	24,067	417	7,948	8,365	15,702	170,178
11	20,689	3,323	24,013	429	4,596	5,025	18,987	189,165
12	20,947	3,027	23,974	509	13,996	14,505	9,469	198,635
13	23,521	2,580	26,101	544	27,853	28,398	2,296	196,339
14	16,931	2,017	18,949	626	29,466	30,092	11,143	185,195
15	17,580	1,915	19,496	555	4,639	5,195	14,300	199,496

事業年度	収 益			費 用			差引剰余金 (責任準備 金繰入れ)	責任準備金 残 高 (年度末)
	保険料	その他	計	経費	その他	計		
16	12,234	6,631	18,866	501	5,359	5,860	13,005	212,502
17	11,762	6,525	18,288	473	2,932	3,405	14,882	227,384
18	11,977	5,080	17,057	462	2,902	3,365	13,692	241,077
19	12,054	6,465	18,519	509	2,815	3,325	15,194	256,271
20	12,216	5,801	18,017	596	2,805	3,402	14,615	270,886
21	12,404	6,041	18,446	535	2,804	3,340	15,105	285,992
22	12,680	3,725	16,405	628	38	667	15,738	301,731
23	12,841	3,373	16,215	619	1	621	15,594	317,325

(注)

1. 平成 8 事業年度から平成 14 事業年度までは、一般勘定と特別勘定を合算した金額である。
2. 各計数は、単位未満切捨て。

(資料 10)

被保険貯金残高と責任準備金の推移

(単位：百万円、%)

事業年度	対象金融機関貯金残高			責任準備金	
	総貯金	被保険貯金	総貯金に対する比率 = /	金額	被保険貯金に対する比率(%) = /翌年
48	9,728,380	9,560,497	98.3	195	0.002
49	11,838,851	11,611,731	98.1	924	0.007
50	13,600,474	13,387,085	98.4	1,837	0.012
51	15,952,531	15,679,309	98.3	2,925	0.016
52	18,152,786	17,841,247	98.3	4,245	0.021
53	20,439,450	20,056,333	98.1	5,789	0.026
54	23,055,458	22,611,312	98.1	7,560	0.030
55	25,673,432	25,132,960	97.9	9,705	0.035
56	28,150,754	27,549,035	97.9	12,127	0.040
57	30,903,326	30,228,662	97.8	14,922	0.046
58	33,190,367	32,441,830	97.7	18,088	0.052
59	35,283,000	34,456,232	97.7	21,615	0.058
60	37,824,468	36,976,269	97.8	25,469	0.065
61	40,434,642	39,485,082	97.7	30,744	0.074
62	42,478,989	41,431,519	97.5	36,852	0.084
63	45,041,874	43,855,669	97.4	43,831	0.093
1	48,437,156	47,000,938	97.0	51,574	0.100
2	53,270,278	51,579,441	96.8	60,452	0.107
3	58,271,515	56,334,644	96.7	70,615	0.116
4	62,859,165	60,727,033	96.6	81,820	0.130
5	65,252,792	62,945,110	96.5	93,619	0.144
6	67,595,545	65,229,478	96.5	105,808	0.157
7	69,709,764	67,309,197	96.6	117,689	0.174
8	70,423,208	67,589,987	96.0	136,229	0.201
9	70,519,806	67,718,952	96.0	154,475	0.225
10	71,431,354	68,518,044	95.9	170,178	0.247
11	72,072,942	68,985,338	95.7	189,165	0.271
12	73,309,657	69,881,889	95.3	198,635	0.249
13	160,948,781	79,774,259	49.6	196,339	0.242
14	165,557,767	81,087,634	49.0	185,195	0.228
15	168,103,589	81,367,258	48.4	199,496	0.242
16	168,364,123	82,453,452	49.0	212,502	0.253

事業年度	対象金融機関貯金残高			責 任 準 備 金	
	総貯金	被保険貯金	総貯金に対する比率 = /	金 額	被保険貯金に対する比率(%) = /翌年
17	169,871,221	83,926,866	49.4	227,384	0.267
18	173,027,185	85,144,435	49.2	241,077	0.281
19	172,806,041	85,685,160	49.6	256,271	0.295
20	175,808,452	86,899,279	49.4	270,886	0.307
21	176,459,041	88,284,821	50.0	285,992	0.317
22	177,968,215	90,149,442	50.7	301,731	0.330
23	181,906,862	91,326,596	50.2	317,325	-

- (注) 1 . 対象金融機関貯金残高
 ・昭和48事業年度から平成13事業年度までは、各年の3月31日の残高。
 ・平成14事業年度以降は、前事業年度(4月1日から3月31日まで)の営業日平残。
 ・平成13事業年度以降、信農連、信漁連及び農林中金が制度の対象に加わった。
- 2 . 責任準備金は、各事業年度末の残高。
 平成8事業年度から平成14事業年度までの責任準備金は、一般勘定と特別勘定を合算した金額。

(資料 11)

運営委員、役員等一覧

平成24年8月現在

運営委員会

委員長(理事長)	島田 泰助
委員 五十音順	五十嵐信夫(全国農業協同組合中央会 常務理事)
同	古関 和則(全国漁業協同組合連合会 専務理事)
同	小松 勉(弁護士)
同	佐藤 正典(JA全国監査機構 監査委員長)
同	田端 敬一(静岡県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会長)
同	鳥井 一美(農林中央金庫 専務理事)
同	萬木 孝雄(東京大学大学院農学生命科学研究科准教授)
理事	中尾 昭弘

役員

理事長	島田 泰助
理事	中尾 昭弘
監事	三和 彦幸

幹部職員

総務部長	山田 謙司
業務部長	山西 晃二

(注) 運営委員会委員については、全員が平成23年8月31日付けで任期満了となり、翌9月1日付けで、新たに古関和則委員、佐藤正典委員、田端敬一委員が任命されるとともに、五十嵐信夫委員、小松勉委員、鳥井一美委員、萬木孝雄委員が再任された。

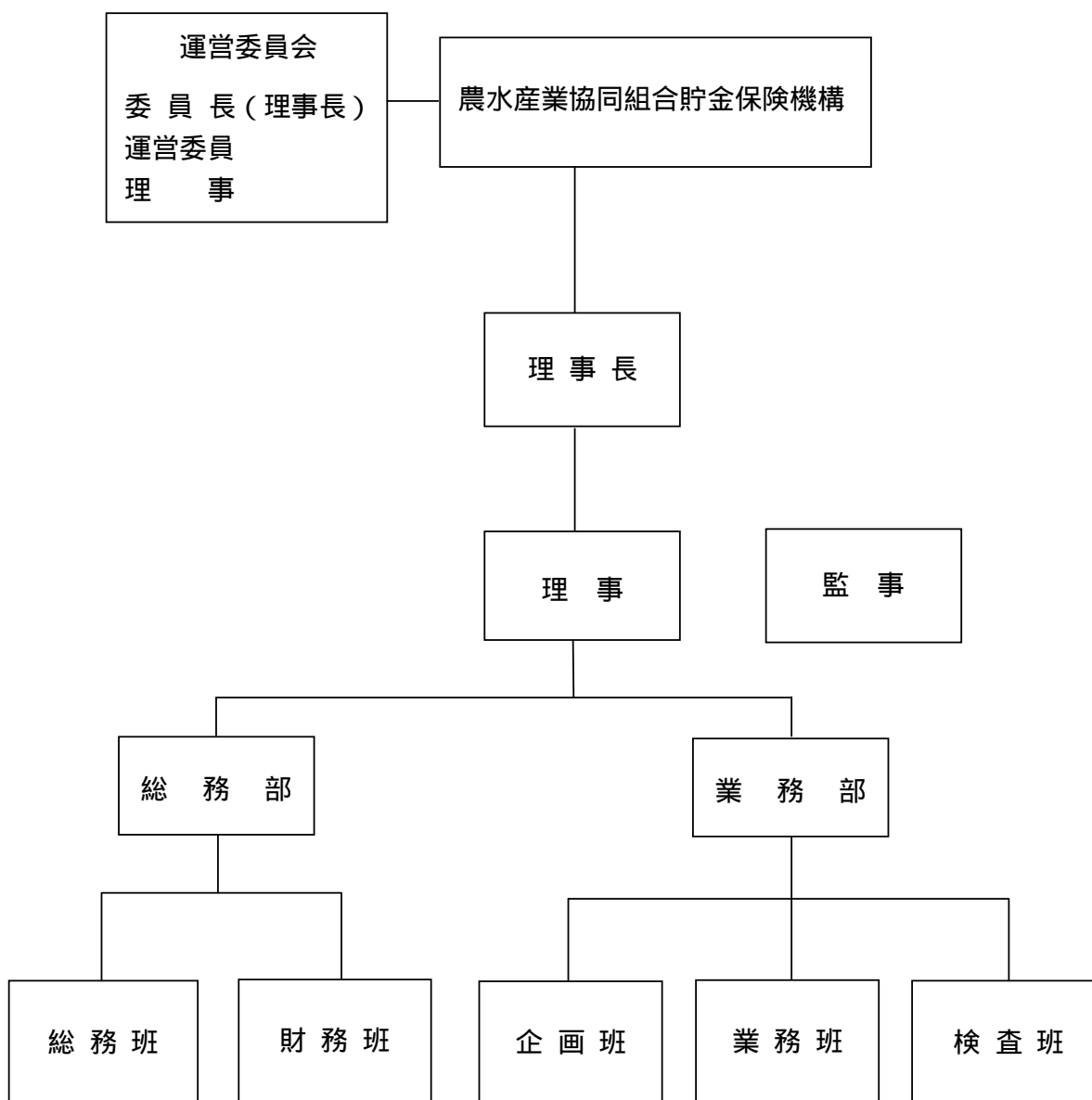
(資料 12)

農水産業協同組合貯金保険機構組織図

平成24年4月1日現在

(平成23事業年度定員18人)

(平成24事業年度定員18人)



平成 24 年 8 月

編集・発行 / 農水産業協同組合貯金保険機構

〒100 - 0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階

電話 03 - 3285 - 1270 (代) FAX 03 - 3285 - 1274

- 1280 (財務班直通)

- 1272 (企画班直通 < 貯金者相談窓口 >)

- 1278 (業務班直通)

- 1279 (検査班直通)

URL <http://www.sic.or.jp/>